

## PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2008 年 1 月号 | No. 1/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

**国際出願の公開の構成変更**

特許情報の普及促進のために進めている取組みの一部として、国際事務局（IB）は 2008 年 1 月 1 日以後の国際出願日を有する国際出願を多少異なる形で公開します。当該国際出願に関しては、PCT 規則 48.2(a) に基づき、国際出願の公開に“含む”特定の文書は個別の文書として掲載及び提供されます。そして、当該国際出願については、WIPO の PATENTSCOPE<sup>®</sup> 検索サービス及び PCT 第 20 条及び PCT 規則 87 に基づく DVD によって、国際出願の公開として以下の文書が含まれることになります。

1. 以下を含む一つの文書：

- 規格による表紙
- 明細書、請求の範囲及び図面（該当する場合）
- 国際調査報告又は第 17 条(2)(a) の宣言
- 第 19 条の規定に基づいて提出された補正後の請求の範囲及び関連する説明（該当する場合）

2. 以下の文書は国際出願の一部を構成するが、個別の文書として掲載及び提供されます。

- 明細書の配列リストの部分（紙形式若しくは電子形式での提出にかかわらず）
- 明細書とは別個に提出された寄託された生物材料に関する表示
- 国際調査機関が訂正を拒否した場合に、PCT 規則 91.3(d) に基づき出願人が行った、明白な誤記の訂正のための請求に関する情報の公表の要請
- 出願人が優先権の主張の補充又は追加を希望するが、PCT 規則 26 の 2.1 に規定する期間が満了している場合に、出願人が PCT 規則 26 の 2.2(e) に基づき行った優先権の主張に関する情報の公表の請求
- PCT 規則 4.17 に規定する申立て
- PCT 規則 26 の 2.2(d) に規定する優先権の主張に関する情報
- PCT 規則 26 の 2.3 の規定に基づく優先権の回復のための請求に関する情報
- 欠落部分及び／又は要素の引用による補充に関する情報（様式 PCT/RO/114）
- 無効とみなされた一又は二以上の優先権の主張に関する情報（様式 PCT/IB/318）
- PCT 規則 91.1 に規定する国際出願の明白な誤記の訂正の許可に関する情報

上記の全文書は PATENTSCOPE<sup>®</sup> 検索サービス（[www.wipo.int/pctdb/en/](http://www.wipo.int/pctdb/en/)）の特定の国際出願の“Documents” タブにおいて（該当する場合）参照することができます。

当該変更は 2008 年 1 月 1 日以後に出願された国際出願に適用されることから、これらの出願の大部分は PCT の通常の公開スケジュールに従って優先日から 18 ヶ月を経過する前、つまり 2008 年 7 月 1 日前には公開されません。しかし、出願人が PCT 第 21 条(2)(b)に基づいて早期の公開を請求した例外的な場合には、2008 年 7 月 1 日前に IB は変更された構成でその国際出願を公開します。

## **PCT 最新情報**

- BR : ブラジル (インターネットアドレスの変更)
- DK : デンマーク (管轄国際調査及び予備審査機関に関する変更)
- ES : スペイン (手数料に関する変更)
- FI : フィンランド (手数料に関する変更)
- GB : イギリス (手数料に関する変更)
- IS : アイスランド (管轄国際調査及び予備審査機関に関する変更)
- KR : 大韓民国 (手数料に関する変更)
- LA : ラオス人民民主共和国 (管轄国際調査及び予備審査機関に関する変更)
- NO : ノルウェー (管轄国際調査及び予備審査機関に関する変更)

## **調査手数料 (北欧特許機構)**

## **PCT-SAFE 更新**

### **PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース**

2008 年 1 月 1 日付けの PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン (version 3.51.026.201) が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

[www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm)

当該バージョン (“build 201”) は次の更新がされています。

- クロアチア (HR) 及びノルウェー (NO) が EP の指定に含まれます。
- 国際調査期間としての北欧特許機構 (ISA/XN) に関する情報
- 2007 年 12 月 27 日付けでアンゴラ (AO) が新たな PCT 締約国となった事
- 全ての手数料表の更新
- Windows® Vista への対応
- その他の軽微な機能及びグラフィカル・ユーザ・インターフェースの強化及び PCT 関係の更新

### **重要事項 :**

2008 年 1 月 6 日に安全な通信を保証する RO/IB サーバ側電子証明書が更新されるために、この日以降に国際事務局を受理官庁 (RO/IB) として完全な電子出願を出願するためにはこの新しいバージョンのソフトウェアをインストールする必要があります。

詳細情報については PCT-SAFE ウェブサイトをご覧ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/index.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html)

### **Windows® Vista 環境で作成された日本語 PCT 出願に関する注意事項**

Windows® Vista へ対応した PCT-SAFE クライアントソフトウェア (“build 201”) がリリースされたことに伴い、Windows® Vista 等の JIS2004 環境上の PCT-SAFE クライアントで日本語を含む国際出願を作成する出願人は次の事項に注意してください。

Microsoft 社は Windows® Vista において、JIS X 0213:2004 対応のため一部の日本語フォントの字形を変更しています。PCT-SAFE クライアントはインストールされたコンピュータに搭載されているフォントを利用するため、Windows® XP 等の従来の基本ソフトウェア上

(JIS90 環境)で願書の作成・レンダリング(PDF ファイルへの変換)を行った場合と、Windows® Vista 上(JIS2004 環境)で行った場合とで、当該フォントの字形が異なります。

また同様に Windows® Vista において、JIS X 0213:2004 対応のため新たに補助漢字・第三第四水準文字の取り込みが行われました。Windows® XP 等の従来の基本ソフトウェア上(JIS90 環境)では、それらの新規追加された文字は正しく表示されません。

Windows® Vista 等の JIS2004 環境上の PCT-SAFE クライアントで作成された EASY ディスケット出願において、字形が変更された文字を利用した場合、公開公報では既存のフォント字形(JIS90 環境での字形)に置換されます。

この変更に関する詳細情報及び影響を受ける漢字の一覧については次のアドレスをご参照ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/support/user\\_documentation.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm)

## 実務アドバイス

**ある国でされた先の国内出願に基づく優先権を主張していないにもかかわらず、PCT 規則 4.9(b) に基づき当該国の指定を除外した影響**

**Q:** ドイツでされた先の出願に基づく優先権を主張して多くの国際出願を出願しています。当該国際出願においては、ドイツの指定を除外するために PCT 規則 4.9(b) の規定に従って願書の第 V 欄の該当チェック欄にチェックを入れています。その後、ドイツでされた先の出願に基づく優先権を主張していない国際出願であるにもかかわらず、当該チェック欄にチェックを入れて国際出願を出願してしまいました（当該国際出願はオーストリアでされた先の出願に基づく優先権を主張しています）。チェック欄にチェックを入れたことによるどのような影響があるのでしょうか。ドイツを現時点でも指定することは可能でしょうか。

**A:** 特定国（現時点では、ドイツ、日本、大韓民国及びロシア連邦）の国内法令が、後に出願された国際出願が先の国内出願の優先権を主張しかつ当該国を指定している場合に、先の国内出願が自動的に取下げられることを規定していることに対応するために、PCT 規則 4.9(b) は採用されました。上記の状況において、出願人は PCT 規則 4.9(a) に基づく全ての PCT 締約国の自動的な指定から関係する国を除外することが可能です。その結果、先の国内出願を維持することができます。

ドイツの指定を除外したとしても、**特定の国に出願した先の国内出願に基づく優先権が第 VI 欄で主張されている場合のみ**、PCT 規則 4.9(b) に基づいて第 V 欄において当該特定の国の指定を除外することができます。したがって、出願時に国際出願の願書にドイツを指定しないことが規則 4.9(b) に基づき示されているが、その国に出願された先の国内出願に基づく優先権の主張が含まれていない場合には、優先権の主張の欠落は書き忘れであるとして、欠落した優先権の主張を追加する機会を出願人に与えるために規則 26 の 2（優先権の主張の補充又は追加）に関する通知が受理官庁から出願人に届きます。実施細則セクション 319 に従い、規則 26 の 2.1(a) に基づく期間内にドイツに出願された先の国際出願に基づく優先権の主張を補充又は追加する通知を受理官庁が受理しなかった場合には、第 V 欄のチェックは職権により受理官庁が取消します。その結果、ドイツの指定は回復されます。受理官庁は PCT 様式 PCT/RO/146 によって第 V 欄のチェックは職権により取消されたことを出願人及び国際事務局に通知します。よって、出願人はこの状況でいかなる手続も行う必要はありません。

それにもかかわらず、ドイツの指定を誤って削除してことに気付いた時点で受理官庁に通知し、当該国際出願がドイツへの先の国内出願に基づく優先権を主張しないことを確認することができます。これにより訂正手続は効率化されます（受理官庁は上記の通知を行う必要がなくなります。）。また、受理官庁が実施細則セクション 319(b) を直接適用することが可能

になります。

上述の説明は、日本、大韓民国、ロシア連邦の指定を誤って除外した場合にも同様に該当します。

PCT 規則 4.9(b) の意義に関する更なる情報については PCT Newsletter No. 11/2003 及び NO. 04/2006 をご覧下さい。

**以下の情報の一覧**

所定の PCT 手数料に対する 75%減額の適用、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年2月号 | No. 2/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

### HR クロアチア（PCT 規則 49.6）

指定官庁として国家知的所有権庁（クロアチア）は PCT 規則 49.6(f) に基づく不適合通知を 2004 年 1 月 1 日から取り下げました（PCT Newsletter No. 02/2003 参照）。これにより 2003 年 1 月 1 日付けで発効した PCT 規則 49.6(a) から (e)（PCT 第 22 条に規定する行為を行わなかった場合の権利の回復）は当該官庁に 2004 年 1 月 1 日から適用されることとなります。

上記の結果、“PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities” の一覧（[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf)）が更新されました。国家知的所有権庁（クロアチア）に適用される回復の基準及び手数料に関する情報は PCT 出願人の手引き、国内段階（HR）（[www.wipo.int/pct/guide/en/](http://www.wipo.int/pct/guide/en/)）をご覧ください。

## 公開スケジュールの変更

### 2008 年 4 月 3 日の公開

2008 年 3 月 21 日（金）及び 3 月 24 日（月）が WIPO の閉庁日に当たる為、2008 年 4 月 3 日（公開 No. 14/2008）に公開される PCT 出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり 2008 年 3 月 17 日（月）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である 2008 年 3 月 19 日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は 2008 年 3 月 14 日（金）の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

## PCT 最新情報

- BR : ブラジル（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定に関する変更）
- CY : キプロス（手数料に関する変更）
- KR : 大韓民国（所在地及び宛先及び手数料に関する変更）
- XN : 北欧特許機構（一般情報）

## 閉庁日

### 工業所有権機構（ギリシャ）の予定外の閉庁日

工業所有権機構（ギリシャ）は国葬のための予定外の休日によって 2008 年 1 月 31 日（木）に閉庁されることを国際事務局に通知しました。ギリシャでの特許及び工業意匠手続に関する手数料、出願及び優先権に関する期限が次の閉庁日 2008 年 2 月 1 日に延期されます。

各工業所有権庁の閉庁予定日の一覧は PATENTSCOPE<sup>®</sup> でご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm](http://www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm)

**PCT 出版****特許協力条約及び規則（2007年4月版）のロシア語版**

国際事務局は2007年4月1日発効の特許協力条約（PCT）及び規則のロシア語最新版を発行しました。

当該出版物の値段は通常郵便の場合24スイスフラン、速達郵便の場合28スイスフランです。注文は、WIPO Publication No. 274 及び必要な言語を指定した上で、WIPO の the Design, Marketing and Distribution Section までご要望ください。

Fax: (41-22) 740 18 12

e-mail: [publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)

電子本屋: [www.wipo.int/ebookshop](http://www.wipo.int/ebookshop)

宛先: 1211 Geneva 20, Switzerland

PCT 規則のロシア語版のインターネットでの閲覧についての情報は次をご参照ください。

**インターネット最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))**PCT 規則（2007年4月版）のロシア語版**

2007年4月1日発効のPCT 規則のロシア語版がPDF フォーマットでご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/ru/texts/](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/)

**アラビア語の願書様式**

アラビア語の2007年4月版の願書様式（PCT/RO/101）がPDF フォーマットでPATENTSCOPE<sup>®</sup>においてご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/](http://www.wipo.int/pct/en/forms/)

英語版、仏語版、ドイツ語版、ロシア語版及びスペイン語版の願書様式も編集可能なPDF フォーマットで同じアドレスにおいてご利用いただけます。

**仏語のISA 及びIPEA の取決め**

WIPO 国際事務局と、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての以下の機関との間の仏語による取決めがPATENTSCOPE<sup>®</sup>においてご利用いただけます。この取決めはPCTにおけるISA 及びIPEA としての当該機関の役割に関するもので2008年1月1日から発効しています。

[www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.htm](http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.htm)

- AT オーストリア特許庁
- CA カナダ知的所有権庁
- CN 中華人民共和国国家知識産権局
- EP 欧州特許庁
- ES スペイン特許商標庁
- FI フィンランド国立特許・登録委員会
- JP 日本国特許庁
- KR 大韓民国知的所有権庁
- RU 連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）

SE スウェーデン特許登録庁  
 US 米国特許商標庁  
 XN 北欧特許機構

## 実務アドバイス

### 国際出願を国内受理官庁に出願し、PCT 規則 19.4 に基づき当該国内受理官庁が受理官庁としての国際事務局に当該出願を送付することを当てにすることについて

**Q:** 私は米国の代理人ですが、国籍がメキシコで米国の居住者である顧客から国際出願を出願することを依頼されました（先の国内出願に基づく優先権を主張していません。）。受理官庁としての米国特許商標庁（RO/US）は英語で記載された国際出願だけを受理しますが、当該出願の明細書と請求の範囲はスペイン語で記載されています。手続のこの段階で英語に国際出願を翻訳する費用が生ずるのは避けたいので、どの言語で記載された国際出願でも受理する受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に当該出願を出願する予定です。それにもかかわらず、PCT 規則 19.4 に基づき米国特許商標庁が RO/IB に当該出願を送付することを想定して、当該出願を RO/US に出願することは可能でしょうか。若しくは、直接 RO/IB に出願すべきなのでしょうか。

**A:** 国際出願が PCT 受理官庁として行動する国内（広域）官庁に出願されたが、規則 12.1(a) に基づき当該官庁によって受理される言語でされたものではない場合には、PCT 規則 19.4 に基づく救済措置が適用になります。当該措置において、国の安全に関する規定によって送付することが妨げられない限り、当該国内官庁は国際出願を RO/IB に送付します。どの言語で記載された国際出願であっても RO/IB は受理すること（管轄国際調査機関（ISA）及び当該 ISA が受理する言語によって、国際調査のために翻訳文を提出する必要がある場合があります。）及び PCT 締約国の国民及び居住者であれば国際出願を RO/IB に出願できることから、RO/IB に出願することで出願人の自由度が増します。もし、国際出願が国内官庁に出願され、PCT 規則 19.4 に基づき RO/IB に送付されたならば、RO/IB に代わって当該国内官庁が当該出願を受理したとみなされます。そして、国内官庁によって国際出願が受理された日が国際出願日の目的で受理された日とみなされます（PCT 規則 19.4(b)）。規則 19.1 及び 19.2 に基づき出願人の国籍及び住所を管轄していない PCT 受理官庁に出願された場合、若しくは、上記以外の理由であって、規則 19.4 の手続が適用されることを国内官庁と IB が同意し出願人が承認した場合に、同様な手続が適用されます。

もし、国際出願を国内受理官庁に出願し、当該官庁が PCT 規則 19.4 に基づき RO/IB に出願を送付した場合には、2 つの送付手数料と同等額を支払うことになるかもしれません。1 つは RO/IB に対して、そしてもう 1 つは国内受理官庁が出願人に PCT 規則 14 に基づき当該官庁によって請求される送付手数料と同額の支払を要求することがあります（PCT 規則 19.4(b) 参照）。この記事に記載している時点においては、米国特許商標庁（USPTO）はこの手数料を請求します。もし、出願人が既に国際出願手数料及び国際調査手数料を当該国内官庁に支払っている場合には、これらの手数料は出願人に返却されます。そして、出願人は（二番目の）送付手数料と共に、それら手数料を RO/IB に支払わなくてはなりません。手数料の支払い期限の計算には国内官庁によって受理された日を用いるのではなく、RO/IB が実際に国際出願を受理した日が国際出願を受理した日としてみなされます。国内受理官庁に出願した場合に、RO/IB に当該出願を送付する前に、当該国内受理官庁は国の安全に関する規定に適合しているかを確認することができます（国際出願が直接 RO/IB に出願された場合については以下を参照）。

もし、国際出願を国内受理官庁が受理しないことが分かっているのであれば（例えば、言語の理由から）、PCT 規則 19.4 に基づく手続に頼るよりも、RO/IB に直接出願することをお奨

めします。直接出願すれば、送付手数料は1回のみ支払うことになります。また、直接出願することで、国際出願の処理のための時間を節約できます。そして、実施する手続がより少なくなります。例えば、PCT 規則 19.4 に基づき出願を RO/IB に送付したことを出願人に知らせるための通知書（様式 PCT/RO/151）を発行したり、国内官庁に支払った手数料を払い戻したりする手続が少なくなります。国内受理官庁は国際出願を RO/IB に速やかに送付しなければなりません、そのような送付が遅れる危険性があります。しかし、RO/IB に国際出願を出願する前に、国の安全に関する規定を満たすことは出願人の責任になります。RO/IB は満たしていることを確認できないからです。国際出願を出願する前に、出願人の国籍及び住所から考えて管轄することになる国内官庁に確認する必要があります。

加えて、一般的に RO/IB に出願する際に以下の点をご注意ください。

- RO/IB は出願人が代理人によって代理されることを要求することはありませんが、代理人が指名されるのであれば、代理人は、出願人（又は、二人以上の出願人がいる場合には、出願人の少なくとも一人）が居住者又は国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して業として手続をとる機能を有する者である必要があります（ご質問された方は出願人が住所を有する国の官庁（USPTO）に対して業として手続をとる機能を有している、この要件を満たしています。）。
- 国際出願を調査／審査する管轄国際調査機関又は国際予備審査機関は、出願人が居住者又は国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に当該国際出願が出願されたならば管轄したであろう機関となります。ご質問のケースでは、出願人は米国の居住者であって、メキシコの国民ですから、USPTO のための管轄 ISA 及び IPEA は、USPTO、欧州特許庁（条件によって）、大韓民国知的所有権庁となり、メキシコ工業所有権機関のための管轄機関は、欧州特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁又は USPTO になります。スペイン語の出願を調査及び審査する ISA 及び IPEA は前述の ISA 及び IPEA の一つのみが該当し、スペイン特許商標庁となります。もし、他の ISA 及び／又は IPEA を選択した場合には、選択した機関が受理する他の言語へ国際出願を翻訳する必要があります。ISA 及び IPEA の管轄と当該機関が受理する言語に関する情報は PCT 出願人の手引きの附属書 C、D 及び E に記載があります。

([www.wipo.int/pct/guide/en/](http://www.wipo.int/pct/guide/en/))

メキシコの国民であることから、出願人はスペイン語の国際出願をメキシコ工業所有権機関に出願することが可能です。しかし、当該機関に対してはご質問者が代理人として手続を取る資格を有していません（当該機関は代理人がメキシコの居住者又は国民であることを求めています）。むしろ、ご質問者は連絡先とみなされる可能性があります（このような状況の更なる情報は PCT Newsletter No. 06/2006 実務アドバイス「出願人が住所／国籍を有する締約国の官庁に手続を行う権利のない代理人」をご参照ください。）。

受理される出願の方法、支払うべき手数料、受理される通貨及び支払い方法、RO/IB に出願する際の特別の要件及び PCT 受理及び処理チームへの連絡先（PCT 出願の支払いの受理及び状況の確認などのため）を含む RO/IB に対する出願に関する情報は PATENTSCOPE® の PCT 関連資料の「WIPO への直接出願」からご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/filing/filing.htm](http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.htm)

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 経由で PCT 締約国のために広域特許が取得できる当該締約国、PCT 第 I 章及び第 II 章における国内移行期限、PCT 締約国における PCT 経由で利用できる保護の種類、PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバー、PCT 留保、宣言、通知及び不適合、PCT 締約国一覧、2007 年 PCT Newsletter 年間索引



## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年3月号 | No. 3/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

**2007年のPCT出願**

2007年に出願されたPCTの出願件数は約156,100件に達し、2006年に対して4.7%の伸びを示しました。国際事務局は2008年の前半を通じ2007年に国内及び広域官庁に出願されたPCT出願を受理し続けますので、これらの数字と以下の数字は暫定値となります。

米国の出願人からの出願が最多の件数となりました（52,280件、全出願の33.5%）、以下、日本（17.8%）、ドイツ（11.6%）、大韓民国（4.5%）、フランス（4.1%）と続きます。欧州特許条約の締約国からの出願を合わせると全国際出願の34%を占めます。

北東アジア、特に大韓民国（18.8%増加）、中国（38.1%増加）、からの出願は引き続き高い伸びを示しています。日本からは27,731件の国際出願件数があり今年も二位になっています。

出願人が電子的に国際出願を出願する件数が増加しています。2007年に全出願の約67.4%が電子形式で出願されています（2006年は57.4%）。52.6%が完全な電子形式で出願され、14.8%がPCT-SAFEソフトウェアのPCT-EASY機能を使って出願されています。2007年に出願された出願の32.6%だけが完全な紙形式で出願されました（2006年は42.6%）。

2007年は日本企業の松下電器産業（株）が第一位の出願人となりました（Philipsが2001年からずっと第一位の出願人でした。）。上位10の出願人と当該出願人名で公開された出願件数を以下に示します。

1.	松下電器産業（株）（日本）	2,100
2.	Koninklijke Philips Electronics N.V.（オランダ）	2,041
3.	Siemens Aktiengesellschaft（独）	1,644
4.	Huawei Technologies Co. Ltd.（中国）	1,365
5.	Robert Bosch GmbH（独）	1,146
6.	トヨタ自動車（株）（日本）	997
7.	Qualcomm Incorporated（米）	974
8.	Microsoft Corporation（米）	845
9.	Motorola, Inc.（米）	824
10.	Nokia Corporation（フィンランド）	822

PCT出願人上位500の一覧は（2007年の公開件数と共に）次のアドレスでご覧いただけます。

[www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/applicants\\_ranking.html](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/applicants_ranking.html)

2007年に公開されたPCT出願の技術分野は通信（全出願の10.5%）、情報技術（10.1%）及び医薬品（9.3%）となっています。最も急な出願の増加を示した技術分野は核工学（2006年から24.5%増加）及び通信（15.5%増加）です。

2007年の出願に関係する各種の表を含む詳細な情報は、WIPOウェブサイトに掲載されているブ

レスリリース PR/2008/536 をご覧ください。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article\\_0006.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article_0006.html)

最終的な数字は本年の後半に確定されます。

## **PCT 最新情報**

### **US ドルでの手数料の支払い（多くの官庁）**

2008 年 5 月 15 日から多くの受理官庁（下の記載参照）に USD で支払う国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙毎の手数料の換算額が変更になります。また、手数料表に記載されている電子出願に対する手数料減額の USD の換算額も変更になります。（英語版 NEWSLETTER PCT 手数料表 I (a) 参照）

（PCT 出願人の手引き、付属書 C の更新（AM, AP, AZ, BW, BY, BZ, CO, CR, CU, DO, EA, EC, EG, GE, GH, IB, IL, IN, KE, KG, KZ, LR, MD, NI, PG, PH, RU, SC, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZM, ZW））

CA : カナダ（手数料の換算額の変更）

EP : 欧州特許庁（手数料）

2008 年 4 月 1 日から、受理官庁としての欧州特許庁に支払う以下の手数料が変更になります。

送付手数料	（英語版 NEWSLETTER PCT 手数料表 I (a) 参照）
優先権書類の手数料	EUR 40

2008 年 4 月 1 日から、指定（選択）官庁としての欧州特許庁に支払う以下の国内手数料の額が変更になります（記載されていない手数料については変更はありません。）。

国内基本手数料	
欧州段階への移行様式（EPO 様式 1200）がオンラインで提出された場合	EUR 100
欧州段階への移行様式（EPO 様式 1200）がオンラインで提出されなかった場合	EUR 180
指定された EPO の締約国及びスイスとリヒテンシュタインとの共同指定のための指定手数料；この額の 7 倍を支払うことによって、EPC 全締約国に対する支払いとみなされる。	EUR 85
11 個以上の各請求の範囲の手数料	EUR 45 <sup>1</sup>
16 個以上の各請求の範囲の手数料	EUR 200
調査手数料	EUR 1,050
審査手数料	
補充欧州調査報告が作成されない場合	EUR 1,565
その他すべての出願	EUR 1,405

<sup>1</sup> 2008 年 3 月 31 日まで適用

GB : イギリス (手数料の換算額の変更)  
 IS : アイスランド (手数料の換算額の変更)  
 KR : 大韓民国 (手数料の換算額の変更)  
 US : 米国 (上記「US ドルでの手数料の支払い」参照)

調査手数料及び国際調査に関係するその他の手数料 (カナダ知的所有権庁、日本国特許庁、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁) (次の欧州特許庁に関する記載参照)

2008 年 5 月 15 日から日本国特許庁による国際調査のために KRW で支払う換算額が変更になります。

調査手数料、予備審査手数料、国際調査及び国際予備審査に関係するその他の手数料 (欧州特許庁)

2008 年 4 月 1 日から国際調査に関係する以下の手数料の変更と共に、欧州特許庁による国際調査のために支払う EUR の手数料及びその換算額 (CHF, DKK, GBP, ISK, JPY, MWK, NOK, NZD, SEK, SGD, USD, ZAR) が変更になります (英語版 NEWSLETTER PCT 手数料表 I (b) 参照) (記載がないその他の手数料については変更ありません)。

追加調査手数料	EUR 1,700
異議申立手数料	
2007 年 12 月 13 日時点で出願済みの国際出願	EUR 1,120
2007 年 12 月 13 日以降に出願された国際出願	[変更なし]

2008 年 4 月 1 日から以下の手数料の変更と共に、欧州特許庁による国際予備審査のために支払う EUR の手数料が変更になります (英語版 NEWSLETTER PCT 手数料表 II 参照)。

追加予備審査手数料	EUR 1,675
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料、頁毎	
出願人に関し	[変更なし]
選択官庁に関し	EUR 0.70
国際出願の一件書類に含まれる書類の写しのための手数料、A4 以下の頁毎につき (写しを航空便で送付する場合には送付料が加算される)。	EUR 0.70

異議申立手数料	
2007 年 12 月 13 日時点で出願済みの国際出願	EUR 1,120
2007 年 12 月 13 日以降に出願された国際出願	[変更なし]

欧州特許庁は国際調査を実施する際に先の調査から利益を受ける場合に、先の調査による調査手数料の払戻し額を変更しました。

欧州調査について (EPC 第 78 条(2))

(2005 年 7 月 1 日以降に出願された欧州出願であって、2006 年 4 月 1 日より前に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2005年7月1日以降に出願された欧州出願であって、2006年4月1日から2008年3月31日の間に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2005年7月1日以降に出願された欧州出願であって、2008年4月1日以降に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	EUR 1,050
(部分的な利益)	EUR 262.50

国際調査について (PCT 第 15 条(1))

(2004年1月1日以降に出願された国際出願であって、2006年4月1日より前に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2004年1月1日以降に出願された国際出願であって、2006年4月1日から2008年3月31日の間に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2004年1月1日以降に出願された国際出願であって、2008年4月1日以降に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	EUR 1,700
(部分的な利益)	EUR 425

国内官庁に代わり国内出願について行う、書面による見解を伴う調査について (BE, FR, LU, NL, TR)

(2006年4月1日より前に調査手数料が支払われた国際出願)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2006年4月1日から2008年3月31日の間に調査手数料が支払われた国際出願)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2008年4月1日以降に調査手数料が支払われた国際出願)

(全体的な利益)	EUR 1,700
(部分的な利益)	EUR 425

国際型調査 (PCT 第 15 条(5)) 及び標準調査について

(2006年4月1日より前に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2006年4月1日から2008年3月31日の間に調査手数料が支払われたもの)

(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2008年4月1日以降に調査手数料が支払われたもの)	
(全体的な利益)	EUR 1,035
(部分的な利益)	EUR 258.75

国内官庁に代わり国内出願について行う、書面による見解を伴わない調査について (BE, FR, LU, NL, TR)

(2006年4月1日より前に調査手数料が支払われた国際出願)	
(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2006年4月1日から2008年3月31日の間に調査手数料が支払われた国際出願)	
(全体的な利益)	[変更なし]
(部分的な利益)	[変更なし]

(2008年4月1日以降に調査手数料が支払われた国際出願)	
(全体的な利益)	EUR 1,035
(部分的な利益)	EUR 258.75

**インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

#### 日本語の特許関連資料

日本語ユーザの利便性を向上するために日本語のウェブサイトを更新しました。日本語で利用可能な関連資料は蛍光表示しています。日本語の翻訳文がない場合には英語の資料へのリンクが張られています。

[www.wipo.int/pct/ja/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/index.html)

#### アラビア語の PCT 規則 (2007 年 4 月版)

2007年4月版規則のアラビア語公式版は準備中です。その間、アラビア語の PCT ユーザのために、アラビア語の規則の暫定版を PDF 形式で利用可能にしました。

[www.wipo.int/pct/ja/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/index.html)

英語及び仏語の公式版は利用可能です。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct_regs.pdf)

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/texts/pdf/pct\\_reqs.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/texts/pdf/pct_reqs.pdf)

#### 手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

WIPOの国際事務局 (IB) からの通知ではなく、PCT上の国際出願の処理とは何ら関係がない、PCTの出願人や代理人に対する手数料請求書について、PCTニュースレターで再三注意していただくようお願いしているところですが、“Patent Trademark Register – Register of International Patents – ODM” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは

WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

### PCT 規則の履歴

規則の全ての変更を PCT 規則毎に年代順に記載した PCT 規則の履歴に 2007 年 4 月 1 日発効分を含むように更新しました。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct\\_regulations\\_history.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf)

### PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事がご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/news/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html)

“related links” メニューの中にある “WIPO Magazine” をクリックすると、WIPO マガジンの全記事をご覧いただけます。

### 国際出願の電子形式による出願及び処理

以下の二つの表が更新され作成し直されました。

- 電子形式の国際出願を受け付ける準備が整ったことを国際事務局に通報した受理官庁
- PCT-EASY フォーマットによる願書の提出を受け付ける準備が整ったことを国際事務局に通報した受理官庁

当該受理官庁が電子形式の国際出願を受け付ける要件についての情報の一覧がご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct-safe/en/support/notifications/efiling/efiling.pdf](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/notifications/efiling/efiling.pdf)

### 実務アドバイス

**国際調査機関及び国際予備審査機関に対し業として手続きをとる権能 (代理人が国際段階全体において選任された場合)**

**Q:** PCT ニュースレターの 2008 年 2 月号に記載されている実務アドバイスを読みました。その実務アドバイスは、米国の居住者であって国籍がメキシコの出願人を代理して、米国の代理人が RO/IB に対して国際出願を出願する場合についての解説でした。出願人がメキシコの国籍であることから、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としてスペイン特許商標庁を選択することが可能でした (受理官庁としてのメキシコ工業所有権機関がスペイン特許商標庁を管轄 ISA/IPEA に指定しています。)。米国の代理人は ISA 及び IPEA としてのスペイン特許商標庁に対し業として手続きをとる権能があるのでしょうか。

**A:** 米国の代理人が国際段階全体において選任されていれば、ISA 及び IPEA としてのスペイン特許商標庁に対して出願人の代理を務めることが可能です (PCT 規則 90.1(a) 及び 83.1 の 2(a) 及び (b))。

原則として、国際段階全体で特定の国際出願のために出願人の代理を務めることができる者は受理官庁によって決まるのであって、ISA 及び/又は IPEA として行動する官庁によって決まるわけではありません。各受理官庁は当該官庁に対し業として手続きを取ることができる者を決めます。PCT 規則 90.1(a) に従って、国際出願がされた国内 (広域) 官庁に対し業として手続きをとる権能を有する者を、受理官庁 (RO)、国際事務局 (IB)、ISA 及び IPEA に対し出願人を代理する代理人として選任することができます。

受理官庁としての IB (RO/IB) に出願された国際出願に関する限り、出願人が居住者又は国民である締約国の国内 (広域) 官庁又はその締約国のために行動する国内 (広域) 官庁に対して業として手続きをとる権能がある者は、RO/IB、受理官庁以外の役割としての IB、管轄 ISA 及び IPEA に対して当該国際出願の代理人として選任することができます (PCT 規則 83.1 の 2(b))。

このように、先月の「実務アドバイス」でご説明した国際出願が RO/IB に出願された場合においては、受理官庁としてのメキシコ工業所有権機関又は米国特許商標庁に対して業として手続きをとる権能がある者を出願人は代理人として選任することができますこととなります。そして、当該代理人は自動的に IB、機関として選択された ISA 及び/又は IPEA に対して手続きを行うことができます。

なお、特に、ISA 及び/又は IPEA に対して出願人を代理する第二番目の代理人を選任することが可能です。この場合においては、業として手続きをとる権能があるか否かは受理官庁によって決められません。ISA 又は IPEA として行動する国内又は広域官庁で適用される規則によって決定されることとなります (PCT 規則 90.1(b)及び(c))。国内官庁に対して業として手続きをとる権能がある者についての情報は PCT 出願人の手引き

([www.wipo.int/pct/guide/en/index.html](http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html)) の国内段階の概要をご参照ください。ご不明な場合には、その機関に直接お問合せください。

特に、ISA 及び IPEA に対して代理人を選任する場合についての解説は、今後の「実務アドバイス」に掲載予定です。

#### **以下の情報の一覧**

完全な電子形式の国際出願を受け付ける準備が整った受理官庁の一覧、PCT-EASY フォーマットによる願書を含む国際出願の提出を受け付ける準備が整った受理官庁の一覧、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年4月号 | No. 4/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 手数料表の修正

PCT 規則に附属する手数料表の修正提案を議論するために、PCT 同盟総会の特別会合が2008年3月31日にジュネーブにおいて開催されました。総会は2008年7月1日に発効する修正を承認しました。この修正は2008年7月1日以降に受理官庁によって受理された国際出願に適用されます。修正点は以下のとおりです。

### 国際出願手数料の減額

国際出願手数料が5%減額され、1,400 スイス・フランから 1,330 スイス・フランとなります。他の通貨における換算額については関係官庁との協議によって決定され次第公表します。国際出願において30枚を超える用紙毎に支払う額に変更はありません。

### 所定の国からの出願人を対象とする料金減額の拡大

手数料表の第4(a)項<sup>1</sup>及び第4(b)項<sup>2</sup>に示される基準を満たす出願人を対象とする国際出願手数料及び取扱手数料の減額が75%から90%へと拡大されます。

### 所定の国からの出願人を対象とする料金減額の対象範囲の拡大

自然人である出願人が、以下の九ヶ国の国民であり、かつ、当該国の居住者である場合には、当該出願人は国際出願手数料及び取扱手数料の上記減額措置を受けることができます。

アンティグア・バーブーダ  
 バーレーン  
 バルバドス  
 リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤ  
 オマーン  
 セーシェル  
 シンガポール  
 トリニダード・トバゴ  
 アラブ首長国連邦

PCT 同盟総会は次期総会において、第4項の減額のための適格基準に関して検討し、更なる実行可能な変更について議論します。

## 新たな PCT 締約国

### サントメ・プリンシペ（国コード：ST）

サントメ・プリンシペが2008年4月3日に加入書を寄託し、2008年7月3日からPCTに

<sup>1</sup> 一人当たりの国民所得が三千合衆国ドル（千九百九十五年、千九百九十六年及び千九百九十七年に支払うべき分担金の分担率を決定するために国際連合が使用する一人当たりの国民所得額を平均したもの）を下回る国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する自然人である出願人

<sup>2</sup> 自然人であるか否かを問わず、国際連合によつて後発開発途上国の等級に属するものとされた国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する出願人



拘束されることになりました。2008年7月3日以降に出願された国際出願は自動的にサントメ・プリンシペの指定を含むこととなります。

更に、サントメ・プリンシペはPCTの第II章にも拘束されます。したがって、2008年7月3日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にサントメ・プリンシペの選択を含むこととなります。

また、サントメ・プリンシペの国民及び居住者は2008年7月3日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

## PCT 最新情報

CA : カナダ (手数料の換算額の変更 – PCT Newsletter No. 03/2008 の記載の訂正)

EP : 欧州特許庁 (所在地、書類を発送したことの証拠、手数料、国内移行に関する特別の要件、編集上の変更)

欧州特許庁のハーグ支庁の所在地が変更になりました。

所在地 :

ハーグ支庁 (Branch at The Hague: Patentlaan 2, 2288 EE Rijswijk, Netherlands)

書類の亡失又は遅延があった場合に、書類を発送したことの証拠を EPO が受理する郵政当局以外の配達業者のリストから Deutsche Post Express 及び LTA が削除されました。

2008年4月1日から指定官庁としての EPO に対して支払う次の手数料を EPO は通知しました。

手続継続手数料 :	
手数料の遅延支払いの場合 :	関係する手数料の 50%
その他の場合 :	EUR 210
配列リストの遅延提出に関する手数料	EUR 200

EPO は国内手数料の名称の変更を通知しました。「国内基本手数料」 “national basic fee” が「出願手数料」 “filing fee” と変更になりました。

また、11 個以上の各請求の範囲の手数料は 2008 年 3 月 31 日までの支払いに適用され、16 個以上の各請求の範囲の手数料は 2008 年 4 月 1 日以降の支払いに適用されることを、EPO は明確にしました。

PCT Newsletter No. 03/2008 に記載された次の国内手数料 (調査及び審査手数料) の料金変更のお知らせは以下のようにご理解ください。

調査手数料	
2005 年 7 月 1 より前に出願された (国際) 出願	EUR 760
2005 年 7 月 1 以降に出願された (国際) 出願	EUR 1,050
審査手数料	
2005 年 7 月 1 より前に出願された (国際) 出願	EUR 1,565
2005 年 7 月 1 以降に出願された (国際) 出願であって 補充欧州調査報告が作成されない場合	EUR 1,565
2005 年 7 月 1 以降に出願された その他全ての (国際) 出願	EUR 1,405

2008 年 4 月 1 日以降の支払いに関して、2005 年 7 月 1 日以降に出願された国際出願であっ

て、オーストリア特許庁、又は、集中化議定書に従って、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁によって国際調査報告が作成された国際出願に対して、調査手数料から EUR 890 が減額される。

指定（選択）官庁としての EPO に適用される PCT 規則 51 の 2 に基づく特別の要件が変更になりました。当該要件は EPO の国内的要件を満たすための期間に関するものです。PCT 第 22 条若しくは第 39 条(1)に基づく期間内（優先日から 31 ヶ月）に要件が満たされていない場合には、EPO は出願人に 2 ヶ月の期間内に要件を満たすことを求めます。

EPC 規則の多くの関連箇所が変更になっていますので、PCT 出願人の手引きの附属書 B2(EP)、C(EP)、D(EP)、L、国内段階(EP)をご参照ください。

MT : マルタ（管轄国際調査及び予備審査機関の特定）

ZA : 南アフリカ（手数料の換算額の変更）

### 調査手数料及び国際調査に関係するその他の手数料（欧州特許庁）

PCT Newsletter No. 03/2008 に記載された情報に加えて、2008 年 4 月 1 日から以下の点が変わります。

欧州特許庁（EPO）に対して支払う国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料の料金が変更になりました。

国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料、頁毎	
出願人に関し	[変更なし]
指定官庁に関し	EUR 0.70

EPO は国際調査を実施する際に先の調査から利益を受ける場合に、先の調査による調査手数料の払戻し額を変更しました。

欧州調査について（EPC 第 78 条(2)）

（2005 年 7 月 1 日より前に出願された欧州出願であって、2006 年 4 月 1 日より前に調査手数料が支払われたもの）

（全体的な利益）	[変更なし]
（部分的な利益）	[変更なし]

（2005 年 7 月 1 日より前に出願された欧州出願であって、2006 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日の間に調査手数料が支払われたもの）

（全体的な利益）	[変更なし]
（部分的な利益）	[変更なし]

（2005 年 7 月 1 日より前に出願された欧州出願であって、2008 年 4 月 1 日以降に調査手数料が支払われたもの）

（全体的な利益）	EUR 760
（部分的な利益）	EUR 190

インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報 ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての欧州特

許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁及び北欧特許機構との間の英語及び仏語による取決めが PATENTSCOPE<sup>®</sup>においてご覧いただけます。この取決めは PCT における ISA 及び IPEA としての当該機関の役割に関するもので 2008 年 4 月 1 日から発効しています。

[www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

[www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html)

### 有名な発明及び発明家の PCT 出願

有名な発明家に追加があります ([www.wipo.int/pct/en/inventions/inventors/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/inventions/inventors/index.html))。

・ Nick HOLONYAK, Jr.

有名な発明及び発明家の追加のご提案がある方は次の e メールアドレスまでお送りください。

[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

### 公開スケジュールの変更

#### 2008 年 5 月 2 日の公開

2008 年 5 月 1 日（木）が WIPO の閉庁日に当たる為、その日に通常公開される PCT 出願及びその日に通常公開される公示（PCT 公報）が 2008 年 5 月 2 日（金）に公開されます。

その結果、PCT 出願の技術的準備が完了する日が通常の公開日の 15 日前より早まり、2008 年 4 月 16 日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2008 年 4 月 15 日（火）の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

#### 2008 年 5 月 15 日の公開

2008 年 5 月 1 日（木）及び 5 月 12 日（月）が WIPO の閉庁日に当たる為、2008 年 5 月 15 日（木）に公開される PCT 出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2008 年 4 月 29 日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である 2008 年 4 月 30 日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は 2008 年 4 月 28 日（月）の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

### PCT-SAFE 更新

#### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース

2008 年 4 月 1 日付けの PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン（version 3.51.028.203）が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

[www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm)

当該バージョン（“build 203”）は次の更新がされています。

- 受理官庁としての商務部（マルタ）（RO/MT）が PCT-EASY 形式の出願受付を開始したことへの対応
- 優先権の頁において、広域官庁として湾岸アラブ諸国協力会議（GC）が選択可能
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカル・ユーザ・インターフェースの強化及び PCT 関係の更新

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトをご覧ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/index.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html)

## PCT Wheel: WIPO による共同作成と配布の中止

今後、WIPO は PCT Wheel の共同作成並びに配布を行いません。しかし、オーストラリアにある特許事務所である Davies Collison Cave は自社版の PCT Wheel の作成を続けます。Davies Collison Cave は 1995 年から WIPO と PCT Wheel を共同作成してきました。当該 PCT Wheel (Davies Collison Cave が 2007 年 1 月から 2008 年 12 月までの優先日を対象として作成) の入手についての情報は直接次のお問い合わせにご連絡ください。

Davies Collison Cave  
Attn: Dr John Hughes  
1 Nicholson Street  
Melbourne VIC 3000 Australia  
Tel: +61 3 9254 2777  
Fax: +61 3 9254 2770  
e メール: [jhughes@davies.com.au](mailto:jhughes@davies.com.au)  
インターネット: [www.davies.com.au/about.aspx](http://www.davies.com.au/about.aspx)

なお、WIPO には昨年作成された WIPO PCT Wheel の在庫が多くあります。当該 WIPO PCT Wheel は 2006 年 1 月から 2007 年 12 月までの優先日を対象としています。当該 Wheel の入手をご希望の方は次のご連絡先にお申し込みください。

Design, Marketing and Distribution Section  
The World Intellectual Property Organization  
34, chemin des Colombettes  
P.O. Box 18  
1211 Geneva 20  
Switzerland  
Fax: (41-22) 740 18 12  
e メール: [publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)

WIPO は PCT の基本的な期限を計算する「PCT 期間計算システム」“PCT Time Limit Calculator”を作成しています。当該システムはウェブ上でご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html](http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html)

当該システムの説明は PCT Newsletter No. 03/2006 に記載されています。

[www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2006/pct\\_news\\_2006\\_3.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2006/pct_news_2006_3.pdf)

## EPO: 支払い方法に関する変更

欧州特許庁 (EPO) は 2008 年 4 月 1 日から小切手による支払い方法を廃止しました。その結果、EPO に直接送付された小切手による支払いは、その日以降は受理されません。

2008 年 4 月 1 日から EPO に対する手数料は次の方法で支払うことになります。

- ・ EPC の締約国の官庁によって開設された銀行口座への支払い又は振込み
- ・ EPO における預金口座経由

詳細は EPO の官報 No. 11/2007、626 頁の記事をご参照ください。

[www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj007/11\\_07/11\\_6267.pdf](http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj007/11_07/11_6267.pdf)

## 実務アドバイス

### 国際調査及び予備審査機関に対する代理人の選任

**Q:** 私が働いている欧州の特許事務所が、欧州特許条約の締約国の居住者又は国民ではない出願人のみからなる国際出願を誤って受理官庁としての欧州特許庁（EPO）に出願してしまいました。その結果、PCT 規則 19.4(a)(i)に基づいて、当該出願は受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に送付されました。私の事務所が RO/IB に対して代理人を務めることは可能でしょうか。それとも、出願人が国民である又は居住者である国から代理人を選任しなければならないのでしょうか。RO/IB に対して私の事務所が代理人を務めることができないのであれば、特に国際調査及び予備審査のために、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての EPO に対する代理人として、私の事務所が選任されることは可能でしょうか。（EPO はこの出願の管轄 ISA 及び IPEA です。）

**A:** PCT 規則 83.1 の 2(a)に基づき、RO/IB に対して出願人を代理することができるためには、出願人が居住者である又は国民である締約国の国内（広域）官庁又はその締約国のために行動する国内（広域）官庁に対し、代理人が業として手続きをとる権能を有することが必要です。もし、当該特許事務所の中に、関係する官庁に対して特許弁護士又は弁理士として登録されている者がいなければ、当該特許事務所が出願人を代理することはできません。

（PCT 出願人の手引き、受理官庁、附属書 C の関係する受理官庁の記載を参照  
[www.wipo.int/pct/guide/en/index.html](http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html)）

そして、出願人が代理人を選任するのであれば、上記要件を満たす者であることが必要です。

しかし、当該特許事務所は PCT 規則 90.1(b)及び(c)に基づいて、ISA 及び IPEA に対する調査及び審査を特に目的とした代理人として選任されることが可能です。つまり、出願が出願された受理官庁に関係なく、又は、PCT 規則 90.1(a)に基づき、国際段階全体において出願の代理人を務める代理人に関係なく、ISA/IPEA として行動する国内官庁又は政府間機関に対して業として手続きをとる権能を有する者であれば、代理人として選任されることが可能です。（国内又は広域官庁に対し誰が業として手続きをとる権能を有するのかについての情報は、PCT 出願人の手引きの関係する国内段階（概要）若しくは関係する官庁にお問合せください。）ご質問の状況においては、当該特許事務所は ISA 及び IPEA としての EPO に対して業として手続きをとる権能を有しているので、出願人は当該特許事務所を特に EPO に対して手続きをする代理人として選任することができます。

実務上、調査手続きにおいては ISA との連絡はなく、通常は ISA に書類を提出することはありません（PCT 第 19 条に基づく補正は、出願人又は受理官庁に対して代理できる代理人によって、国際事務局に対して提出される）。したがって、国際調査の目的で特別に代理人を選任することが絶対に必要というわけではありません。特別に選任された代理人は国際調査報告及び ISA の見解書を単に受取ることとなります。しかし、国際予備審査の段階では、代理人は IPEA の見解書に応答が必要な場合がありますし、審査官と連絡を取ることが必要な場合もあります。IPEA に対して手続きをするために特に選任された追加の代理人がいた場合、IPEA によって作成された全ての通知は追加の代理人にのみ送付され、国際段階全体の目的で選任された代理人に対しては送付されません。ただし、追加の代理人は国際予備審査手続きに関してのみ手続きが可能なので、例えば、国際出願の取下げを行うことはできません。

このような方法で当該特許事務所が選任されるためには、場合によって、別個の委任状を ISA 及び／又は IPEA に通常通り直接提出する必要があります（PCT 規則 90.4(b)参照）。また、ISA/IPEA が委任状を提出する要件を放棄している場合には、委任状が必要ないこともあります（PCT 規則 90.4(d)）。－「放棄：委任状」（“Waivers: Powers of Attorney”）の表をご参照ください。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/p\\_a\\_waivers.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/p_a_waivers.pdf)

EPO によって委任状が必要とされる例は、EPO の公報 No. 5/2004 の 305 頁に掲載されています。

[www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj004/05\\_04/05\\_3054a.pdf](http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj004/05_04/05_3054a.pdf)

IPEA に対して代理人を選任するための委任状を提出する代わりに、出願人が署名した国際予備審査の請求書（様式 PCT/IPEA/401）の第 III 欄に「特に国際予備審査機関に対する手続きのために、今回新たに選任された者」として代理人の名前を記載することで、選任を簡易に行うことができます。

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2008年5月号 | No. 5/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT 規則の修正（2008年7月1日発効）

2008年7月1日発効のPCT規則の英語及び仏語の修正条文がPCT通知No. 187に掲載されました。

[www.wipo.int/edocs/notdocs/en/pct/treaty\\_pct\\_187-annex1.html](http://www.wipo.int/edocs/notdocs/en/pct/treaty_pct_187-annex1.html)

[www.wipo.int/edocs/notdocs/fr/pct/treaty\\_pct\\_187-annex1.html](http://www.wipo.int/edocs/notdocs/fr/pct/treaty_pct_187-annex1.html)

2008年7月1日に発効するPCT規則の最新の全条文は、修正が発効後、PATENTSCOPE<sup>®</sup>のPCT関連資料の画面でご覧いただけます。しかし、規則の変更箇所が少ないことから、紙版の特許協力条約及び規則（WIPO出版No. 274）は改訂されません。その代替りとして、修正条文を含んだ冊子をPATENTSCOPE<sup>®</sup>のPCT関連資料の画面から印刷できるようにします。印刷が可能になった段階でお知らせします。この冊子は紙版の特許協力条約及び規則の中に挟むことが可能な大きさになります。

新たなPCT規則4.12及び12の2が発効することによる変更点の解説をPCTニュースレターに掲載する予定です（2008年7月1日から、出願人は国際調査機関（ISA）に対し、現在の規則に基づくその機関によって行われた先の調査結果のみではなく、他のISAや国内官庁が行った先の調査結果を、国際調査を行う際に考慮することを請求可能になります。）。

## PCT 様式の変更

関係するPCT官庁と機関との協議の結果、受理官庁、国際調査機関（ISAs）、国際予備審査機関及び国際事務局が用いる多くのPCT様式が2008年7月1日から変更になります。2008年7月1日から用いられる様式は以下のアドレスから入手可能です。

[www.wipo.int/pct/en/forms/form\\_july2008.html](http://www.wipo.int/pct/en/forms/form_july2008.html)

2008年7月1日から発効する願書様式（PCT/RO/101）は特に次の点を考慮して変更されています。

- 手数料表の変更
- ISAが国際調査を行う際に、そのISA及びその他のISA若しくは国内官庁が行った先の調査結果を考慮することを出願人が請求可能となった点
- 出願人及び代理人の電子メールアドレスが記載可能になり、電子メールによって国際出願に関する通知の写しが事前に送付されることを承認可能となった点（第II欄及び第III欄）（本号の「実務アドバイス」に解説があります。）

国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）についても2008年7月1日から修正されます。この修正により、出願人及び代理人の電子メールアドレスが記載可能になり、電子メールによって国際出願に関する通知の写しが事前に送付されることを承認可能となります（出願人による電子メールアドレスの記載についての解説は、本号の「実務アドバイス」にあります。）

## 電子形式の国際出願の出願及び処理

### 電子的に出願した国際出願の変換前のファイルの添付

電子形式で出願された多くの国際出願は最初に特定の電子文書フォーマット（例えば、MS-Word）で作成されています。その後、出願の目的で他の電子文書フォーマット（例えば、PDF 及び XML）に変換されます。文書フォーマットを変更する際に、国際出願のデータが偶発的に変更されてしまうことが知られていることから、修正された PCT 実施細則第 706 号及び第 710 号（2008 年 7 月 1 日から適用）は、国際出願の出願時において変換前のフォーマットの国際出願の写しを提出できることを明記しました。変換作業に伴いデータが偶発的に変更されてしまった場合には、出願人は変換前のフォーマットの国際出願の写しと一致するように出願した国際出願を訂正することが可能です。

しかし、出願人がこの仕組みを使えるためには、受理官庁が変換前のフォーマットの国際出願の提出を認め、かつ、出願人が使用した特定の変換前のフォーマットを受理官庁が受理することが必要です。選択した受理官庁が変換前のフォーマットの国際出願の提出を認めている範囲において、この仕組みを利用することを出願人に強くお奨めします。変換に関する問題の場合には、出願人は優先日から 30 ヶ月以内に国際出願の訂正を受理官庁に請求できます。

2008 年 7 月 1 日に発効する修正された実施細則第 706 号及び第 710 号の条文は修正された附属書 F とともに、2008 年 4 月 24 日付け公示（PCT 公報）に掲載されています。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

2008 年 7 月 1 日に発効する実施細則の最新の全条文は、修正が発効後、PATENTSCOPE<sup>®</sup>の PCT 関連資料の画面でご覧いただけます。

## パリ条約

### タイの加入

タイ（国コード：TH）が 2008 年 5 月 2 日に工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。その結果として、パリ条約の締約国数は 173 となります。タイは 2008 年 8 月 2 日からパリ条約に拘束されます。パリ条約の締約国の一覧（PCT の締約国及び WTO のメンバーの一覧）が更新されました。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

## PCT 会合

### 国際機関会合

第 15 回 PCT 国際機関会合がウィーンにあるオーストリア特許庁において 2008 年 4 月 7 日から 9 日に開催されました。レポートと作業文書が WIPO のホームページから入手可能です。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/mia/15](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/mia/15)

会合は全ての機関の品質フレームワークの報告を受理しました。この報告は昨年提出された報告とともに PATENTSCOPE<sup>®</sup> に掲載されます。

[www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html](http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html)

一つの機関のプレゼンテーションに続いて、個々の事例の業務調査からのフィードバックを



全審査官のための一般的な指針の改善に用いるための最良の方法について議論されました。スペイン特許商標庁からは品質のサイトを立ち上げたことが紹介されました。

[www.oepm-calidad.es](http://www.oepm-calidad.es)

会合では品質に関する情報の共有が重要であることが繰り返し表明され、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21 章に記載された品質フレームワークの見直しを行うスケジュールが合意されました。

国際事務局 (IB) によって提案された予備的な作業文書「PCT における国際調査と予備審査の価値の強化」(PCT/MIA/15/2) は重要で、時宜を得、有益なものであるとして歓迎されました。件数と審査待ち期間の増大による滞貨の状況に鑑みて、行動が必要であることが合意されました。いくつかの必要な取組みは品質フレームワークとの関係等で行われています。その他の取組みは個々の官庁、国際機関全体、締約国及び制度の利用者によって検討されることが必要になります。なお、同じ文書が 2008 年 5 月 26 日から 30 日にジュネーブで開催される第 1 回 PCT ワーキンググループで検討されます (次の「PCT ワーキンググループ」及び文書 PCT/WG/1/3 を参照)。

いくつかの機関 (オーストリア特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦) 及び北欧特許機構) が 2009 年 1 月 1 日から補充国際調査サービスを提供する予定であることを報告しました。また、スウェーデン特許登録庁はその日までに準備が整う可能性があることを報告しました。その他の機関 (欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会) は 2010 年 1 月 1 日から遅延なくサービスを開始できるであろうことを表明しました。他の機関は補充国際調査の仕組みは概して支持しているが、サービスを提供する予定案について報告する段階ではないと説明しました。そして、いくつかの機関はこのサービスを提供する予定はないことを報告しました。

三極特許庁 (欧州特許庁、日本国特許庁、米国特許商標庁) を代表して、日本国特許庁は三極特許庁が最近合意した「共通出願様式」の概要を説明し、PCT 実施細則をその様式に対応させる修正提案を行いました。

PCT において請求の範囲の手数料 (多くの国の国内制度に存在する) を導入する可能性についての提案、及び、調査される分野毎に請求の範囲の数を制限する提案が議論されました。

許容できない程多くの国際出願が、分類が付与されていない状態で公開されていることが認識されました。所定の受理官庁における滞貨を減少する努力によって、間もなく状況が改善されることが期待されます。更に、調査用写しの送付が遅れた国際出願の分類を付与する場合に、国際調査機関 (ISAs) を支援するために、記録原本が入手できるようにする可能性について検討するように事務局が依頼されました。

伝統的知識の韓国ジャーナルが PCT 最小限資料の一部をなす非特許文献として加わりました。また、最小限資料について包括的な見直し作業を再活性化することが決定されました。

ISAs が国際調査報告の写しを電子メールで事前に送付できるようにする提案について議論されましたが、そのような情報は安全な一件書類閲覧システムによって提供することに集約すべきと結論されました。

更に、ISA として行動する官庁以外の官庁によって行われた調査の利用に関する新規則の実施、PCT 同盟総会で採択するために検討される PCT 公開言語の追加に関する基準案、及び、検索可能な ST.25 テキストファイルフォーマットによる配列リストの提出を奨励する提案が議論されました。

## PCT ワーキンググループ

2007年9月にPCT同盟総会はPCTリフォーム委員会及びPCTリフォーム・ワーキンググループの作業が完結し、委員会及びワーキンググループの活動を終了することを決定しました（PCTニュースレターNo. 10/2007）。しかし、同盟総会に提出する必要がある将来の事項について準備作業を行う会合が必要との認識のもと、新たなワーキンググループが開催されることを承認しました。PCTワーキンググループの最初の会合は2008年5月26日から30日までジュネーブにおいて開催されます。議題案は準備が整った作業文書とともにWIPOウェブサイトから入手可能です。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/1](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/1)

新たな文書や関係情報の掲載を通知するためのメーリングリストが作られています。次のサイトにおいて申請することで配信を受けることができます。

[www.wipo.int/lists/subscribe/pct-wg](http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-wg)

## PCT 最新情報

### 国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、PCT-EASY 及び電子出願の減額

PCTニュースレター No. 04/2008 に記載したとおり、2008年7月1日から国際出願手数料の額が変更になります。また、国際出願手数料、（該当する場合）30枚を超える用紙毎の手数料及びPCT-EASY 及び電子出願の減額に関する所定の通貨の換算額が変更になります。英語版のPCT手数料表をご覧ください（日本についても変更されます）。

EA : ユーラシア特許庁（所在地、手数料、国内移行時に必要な翻訳に関する変更）  
 FI : フィンランド（国内手数料に関する変更）  
 IT : イタリア（電子メール及びインターネットアドレス、通信手段の変更）  
 MT : マルタ（管轄国際調査及び予備審査機関 – 訂正）  
 MY : マレーシア（一般情報）

### 調査手数料（オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁）

2008年6月1日から日本国特許庁によって行われる国際調査のために支払うUSDによる換算額が変更になります。

2008年7月1日から以下の官庁によって行われる国際調査のために支払う所定の通貨による換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	CHF
オーストリア特許庁	KRW
欧州特許庁	ISK, ZAR
連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）	CHF
日本国特許庁	KRW
韓国知的所有権庁	NZD, SGD
米国特許商標庁	CHF

**手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起**

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IBIP – International Bureau for Intellectual Property” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

**インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))**PCT 規則の修正条文（2008 年 7 月 1 日発効）**

上記「PCT 規則の修正」参照

**韓国語の PCT プレゼンテーション資料**

PCT の概要及び最近の変更点を含む韓国語のパワーポイント資料が PATENTSCOPE<sup>®</sup> ウェブサイトの PCT 関連資料に追加されました。

[www.wipo.int/pct/ko/](http://www.wipo.int/pct/ko/)

**PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧**

PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧が更新され、ご覧いただけます。

[www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

**PCT 統計****PCT 年次報告書 – 2007 年の国際特許システム**

この 2007 年の PCT 活動の報告には、国際特許システムの業績に関する統計に加えて、PCT 出願（上位出願国、上位出願人及び技術分野毎の出願を含む）に関する統計が含まれています。現在、英語版が HTML 形式でご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/activity/pct\\_2007.html](http://www.wipo.int/pct/en/activity/pct_2007.html)

仏語及びスペイン語の翻訳及び PDF 版については準備中です。

**PCT の動向及び業績指標**

PCT システムの役割についての詳細な情報を PCT ユーザーに提供するために、PCT の活動について公表される統計情報の提供に対して最近いくつかの改善がされました。現時点の

PCT の状況から作られる統計情報には次のものが含まれます。

- PCT 月次統計 – PCT 出願の最新動向を把握するための主要な指標を含むように、PCT 月次統計報告の最新版が更新されました。
- PCT 四半期統計：
  - 四半期報告：動向及び分析 – この最新報告書は PCT 出願の最新の動向の概要を提供します。最新の動向を分析し理解するための幅広い指標が含まれています。
  - 四半期報告：業績指標 – この報告書には、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関及び国際事務局の適時性を把握するための指標が記載されています。この報告書は従前の報告書「PCT に基づく処理に関する適時性」に置き換わるもので、新たな指標が含まれています。

その他の PCT 統計データとともに、上記報告書は定期的に更新され、WIPO ウェブサイトから色々なフォーマットで入手することが可能です。

[www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/)

PCT 統計についての質問、ご提案は次の電子メールアドレスまでお送りください。

[ipstats.mail@wipo.int](mailto:ipstats.mail@wipo.int)

## 実務アドバイス

### 電子メールによる出願人への通知の送付

**Q:** ここ数ヶ月の間に複数の出願人を代理して多くの国際出願を出願する予定です。しかし、本年の後半には、仕事を数ヶ月離れなくてはなりません。職場から離れることで、関係する出願の進捗状況を適切に管理することができなくなることを心配しています。そこで、国際出願に関係する連絡を電子メールで私に送付してもらうことを請求する方法はあるのでしょうか。また、対応すべき事態が発生した場合、電子メールで手続きする方法はあるのでしょうか。

**A:** 今までは、特定の国際出願に関する通知の手段として電子メールを国際事務局 (IB) が使用することはできませんでした。

しかし、2008 年 7 月 1 日から、出願人又は代理人が電子メールアドレスを国際出願に記載できるようになりました。そのために、願書様式 (PCT/RO/101) の第 II 欄及び第 IV 欄に記載箇所が設けられます。その記載箇所の隣にはチェック欄があり、もしチェックがされると、PCT 機関 (受理官庁 (RO)、IB、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA)) が希望する場合には、国際出願に関する通知の事前の写しを電子メールで出願人若しくは代理人に送付することを承認したことになります。この承認欄は PCT-SAFE ソフトウェアを使用した願書様式にも設けられます。この承認を受けることで、IB は通知や求めの事前の写しを代理人や出願人に送付可能になります。また、他の PCT 機関は同様なことを行うことを自らの裁量で決定することができます。IB は PCT ユーザーにこの事前の通知の方法を行う機関、及び、その機関がその方法を適用する範囲について順次お知らせしていきます。

もし、上記のチェック欄がチェックされなかった場合、若しくは、出願人又は代理人が別個の書簡のようなその他の方法で明示の承認をしなかった場合には、その電子メールアドレスは電話やファクシミリで行われるような連絡のためだけに利用されることになります (例えば、出願人に対する速やかな非公式連絡 (PCT 規則 4.4(c) 三番目の文参照))。

また、事前に行われる電子メールによる連絡は、通常行われている郵送による紙の通知に置き換わるものではありません。紙の通知は通知の法的写し (legal copy) として継続して扱

われます。電子メールによる連絡は、実質的に出願人が可能な手続きを事前にお知らせすることになります。したがって、受領者に紙の通知を発送及び配達することで生じる遅れを減少することができます。求めに応答するための期限は紙形式の求めの郵送の日から計算されることから、出願人は追加の時間が与えられることになります。

IB は個々の国際出願について一つの電子メールアドレスのみに対して事前の送付を行う予定です。つまり、出願人と代理人両者について電子メールの承認がある場合には、IB は選任された代理人（若しくは、代理人が選任されていない場合には共通の代表者）のみに電子メールによる送付を行います。電子メールの受領者は、電子メールの内容を受取る必要がある他の人にその内容を転送する責任があります。

現時点では、代理人(又は出願人)が IB に対して電子メールで返信を行うことはできません。国際事務局によって受取られたそのような電子メールは受理されたことにはなりません。今のところ、郵送により、又は関係する機関が受理するのであれば、ファクシミリによって引き続き返信しなければなりません。PCT 官庁及び機関に対して使用可能な通信手段についての情報は PCT 出願人の手引き、附属書 B（一般情報）に記載されています。

[www.wipo.int/pct/guide/en/index.html](http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html)

なお、技術的な理由により、IB は事前に電子メールで送付する書類を所定の様式に限り開始します。当初、送付される様式は、様式 PCT/IB/301、PCT/IB/306、PCT/IB/307 及び PCT/IB/345 になります。様式 PCT/IB/304、PCT/IB/308 及び PCT/IB/311 などが年内に順次追加されます。

2008 年 7 月 1 日より前に出願された国際出願であっても、その出願のための電子メールアドレスを **2008 年 7 月 1 日以後**に IB に対して通知することが可能です。通知の際に、出願に関する通知の事前の写しを RO、ISA、IB 及び IPEA がその電子メールアドレスを使って送付することに対する明示の承認を行うことが必要です。電子メールアドレスの追加は PCT 規則 92 の 2（願書又は国際予備審査の請求書の表示の変更の記録）に基づき請求することができます。複数の国際出願のために電子メールアドレスを登録する場合には、関係する国際出願の一覧を記載した書簡を IB に提出することができます。ただし、（もし、複数の代理人が一緒に選任されていない場合には）書簡は選任された代理人毎に作成されることが必要です。同様に、願書様式に記載された電子メールアドレスを変更したい場合には、PCT 規則 92 の 2 に従って変更の記録を IB に請求することになります。PCT 規則 92 の 2 に基づき変更の記録を請求することについての解説は、PCT 出願人の手引きの paragraph 427 から 431

([www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf)) 又は、PCT ニュースレター No. 05/2002, 08/2002 及び 07/2005 の「実務アドバイス」に示されています

([www.wipo.int/pct/en/newslett/year.jsp](http://www.wipo.int/pct/en/newslett/year.jsp))。

この新しい事前通知サービスは WIPO が現在開発している新しいシステムに先行するものです。そのシステムは PCT 出願人が個人用一件書類閲覧システムから安全に情報を入手することを可能にするものです。通知が発行されると直ぐに出願人に電子メールによって知らせることで、出願人は国際出願に関する一件書類やその通知を閲覧することができるようになります。開発が更に進んだ段階で、この個人用一件書類閲覧システムについて説明する予定です。

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年6月号 | No. 06/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **次期 WIPO 事務局長へのフランシス・ガリ氏の指名**

2008年5月13日に開催されたWIPO調整委員会において、現在WIPOの事務局次長であるオーストラリア国籍のフランシス・ガリ氏がWIPOの次期事務局長に指名されました。2008年9月22日から30日に開催されるWIPO一般総会における任命を経て、次期事務局長は2008年10月1日に着任することになります。

ガリ氏は15人の候補者の中から選ばれました。オランダ国籍のボーデンハウゼン氏（1970-1973）、米国国籍のボクシュ氏（1973-1997）そしてスーダン国籍のイドリス氏（1997-2008）に続き、ガリ氏は4代目のWIPO事務局長に就任します。

ガリ氏は、特許法及び特許政策及び国際特許分類（IPC）を含む知的財産分野とともに、2002年から特許協力条約を担当しています。ガリ氏の経歴は次ぎのアドレスからご覧いただけます。

[www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/wo\\_cc\\_58/wo\\_cc\\_58\\_13\\_au.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/wo_cc_58/wo_cc_58_13_au.pdf)

WIPO ホームページにおいて本件に関するプレスリリースがご覧いただけます。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article\\_0025.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article_0025.html)

## **PCT ワーキンググループ**

PCT ワーキンググループの第一回会合が2008年5月26日から30日にジュネーブにおいて開催されました。この会合が開催される経緯についてはPCT ニュースレター No. 05/2008 に説明されています。ワーキンググループでは、2008年9月/10月に開催される次期PCT 同盟総会で検討に付されるように、提案されたPCT 規則の次の修正が承認されました。

- (a) 補充調査取扱手数料及び補充調査手数料の払い戻し、補充国際調査を実行する国際機関に対して業として手続きをとる権能及び補充国際調査の請求の取下げの効果に関する規則45の2（2009年1月1日発効）、規則90及び90の2に関する修正提案（PCT/WG/1/7参照）。なお、少なくとも3つの国際機関が2009年1月1日から補充国際調査を提供する予定であり、その他いくつかの国際機関が2010年から開始する予定になっています。
- (b) 受理官庁が国際出願日を与えた後に、国際出願日を与える要件を満たしていないことを受理官庁が見つけた場合の時期及び手続きに関するPCT 規則29.4の修正提案（文書PCT/WG/1/11；報告（文書PCT/WG/1/16）（間もなく入手可能になる予定）に記載された改訂修正提案についてもご参照ください。）
- (c) （第19条及び第34条に基づいて）出願人が請求の範囲の補正を提出する場合に、請求の範囲を新たに全部提出することを要件とするためのPCT 規則46.5及び66.8の修正提案（文書PCT/WG/1/13）

国際出願の様式上の要件を変更するための色々な提案は、文書の正確な OCR を確保できる適切なものか確認する目的及びカラー図面の出願及び処理に関する技術的要件を確立する目的で、技術タスクフォースに委ねられることになりました。

特定の事例で対応が困難な場合があることを認めつつ、国際出願の欠落要素及び部分の引用による補充の手続きについては、規則の変更を行う前に、もっと経験が必要であると結論付けられました（文書 PCT/WG/1/9）。一方、国際調査機関（ISAs）によって適切な手続きが進められるように、PCT 受理官庁ガイドラインを明確化することになりました。特に、請求の範囲全体が正しくなるように引用により補充された場合には、正しい請求の範囲が「主」発明として容易に認識され調査されるように、誤って出願した請求の範囲の前に置かれることとなります。

欧州特許庁が請求の範囲の手数料を PCT へ導入するための提案を行いました。多くの国内及び広域特許庁が請求の範囲の手数料に関する制度を有しています。そして、その提案については更に検討を進めて行くことに幅広い支持が得られました。一方、分野毎に ISAs が一つの独立形式の請求の範囲のみ国際調査を行うことを許容する提案に対してはあまり支持が得られませんでした。

明細書、請求の範囲及び図面における誤記が明白であることを判断するために、願書の内容が考慮できるようにする規則 91 の修正提案に対しては、議論を継続することについて同意が得られませんでした（文書 PCT/WG/1/10）。

詳細については更に議論が進められることになりますが、PCT 実施細則の様々な修正提案については基本的に支持されました。

- (a) 配列リストを含む「ミックス・モード (mixed mode)」出願を廃止する提案、電子形式で出願された国際出願中に、配列リストが適切な ST. 25 テキスト形式で含まれている場合には用紙毎の手数料が課せられず、一方、紙形式又はイメージ形式 (PDF 含む) で出願された場合には用紙毎の手数料が完全に課せられるようにする提案、出願時の国際出願時に含まれていない配列リストであって、国際調査の目的で提出された ST. 25 テキスト形式の配列リストを公開日に閲覧可能にする提案（文書 PCT/WG/1/4）
- (b) 三極特許庁で作成された「共通出願様式」に明確に適合させるための代替様式として、国際出願の明細書及び請求の範囲に使用可能な推奨見出しを追加する提案（文書 PCT/WG/1/15）

また、「PCTにおける国際調査と予備審査の価値の強化」という表題の PCT に基づく国際機関会合のために作成された文書（PCT/WG/1/3）（PCT ニュースレター No. 05/2008）について議論されました。この文書及び非常に遅く国際調査報告が作成された場合の出願人に掛かる問題についてのイスラエルの提案（PCT/WG/1/2）について、国際調査報告の品質と適時性は PCT 制度にとって大変重要であり、出願人の需要を満たすために、受理官庁、国際機関及び国際事務局 (IB) が何らかの対応をすることが必要であることが認識されました。IB は、受理官庁から ISA への文書の送付による遅延期間を減らし、国際調査を補助するために ISA に追加情報を提供するためのパイロット・システムについて説明しました。その他にも、国際段階の手続きの信頼性（国内段階で繰り替えす必要がないように）や、出願人や官庁が作業量や経費を最小限にするために、第 II 章に基づく国際予備審査手続きを更に有益なものにすることが議論されました。

イスラエルの提案（文書 PCT/WG/1/2）に従って、IB は国内段階移行のための標準様式の作成の可能性について研究を再開することになりました。

国際出願時に、国際出願の一部をなすものか明確でない資料が提出された場合の手続きを明確にするために PCT 受理官庁ガイドラインが修正されることが合意されました（文書 PCT/WG/1/12）。

2008 年 9 月／10 月に開催される PCT 同盟総会で検討されるように、PCT システムの公開言語の追加に関する IB が作成した基準案が承認されました（文書 PCT/WG/1/6）。

現在、受理官庁で使用されている IB への PCT 電子データ交換（EDI）のためのシステムを用いて、受理官庁が（IB と ISA の取決めに従い）IB 経由で電子形式の ISA の国際調査に必要な調査用写しとその他の文書を送付することができるようにする IB の計画が承認されました。この計画により、ISA が OCR された国際出願のテキストデータを入手することが可能になります。

この会議のレポート（文書 PCT/WG/1/16）は作業文書が掲載されている WIPO のウェブページに間もなく掲載されます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/1](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/1)

### **PCT-SAFE ソフトウェア、EPO epoline® オンライン電子出願ソフトウェア及び JPO-PAS 電子出願ソフトウェアに関するお知らせ**

所定の受理官庁に対して PCT-SAFE ソフトウェア（完全な電子形式及び PCT-EASY モードの出願）、欧州特許庁の epoline® オンライン電子出願ソフトウェア及び日本国特許庁の JPO-PAS 電子出願ソフトウェアを用いて、2008 年 7 月 1 日以後に国際出願を電子形式で出願する出願人向けのお知らせです。この他の電子出願ソフトウェアを使用している出願人は関係する受理官庁にお問合せください。なお、EFS-Web 出願システムから受理官庁としての米国特許商標庁に出願している出願人には影響はありません。

PCT-SAFE ソフトウェアが更新され 2008 年 7 月上旬に使用可能になります。この更新によって、受理官庁としての国際事務局及び脚注<sup>1</sup>に示されていないその他の受理官庁に対して完全な電子形式又は PCT-EASY モードで国際出願を行う場合には、2008 年 7 月の規則改正に適応した願書様式を作成可能になります。しかし、脚注に記載された受理官庁に出願する国際出願の場合には、更新ソフトウェアは今のところ適用できません。各受理官庁のサーバが必要な技術的更新を完了していません。

また、この規則改正によって必要となる更新部分をその他のソフトウェアに組み込む時間が必要なことから、epoline® オンライン電子出願ソフトウェア及び JPO-PAS 電子出願ソフトウェアなどの他の所定のソフトウェアは 2008 年 7 月 1 日には更新されません。それぞれのソフトウェアが変更点に対応後、利用可能になります。

したがって、更新ソフトウェアが利用可能となるまで、そのソフトウェアの利用者は 2008 年 7 月 1 日の以下の変更点を簡単に使うことができません。

- － 出願人が国際調査機関（ISA）に、その ISA が行った先の調査のみではなく、その他の ISA 又は国内又は広域官庁が行った先の調査の結果を考慮することを請求できる可能

<sup>1</sup> 受理官庁：オーストラリア、中国、デンマーク、欧州特許庁、フィンランド、ドイツ、日本、マレーシア、オランダ、フィリピン、ポーランド、大韓民国、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、イギリス



性

- PCT 官庁や機関が認めている場合に、出願人が記載した電子メールアドレスに対して、官庁や機関が通知の事前の写しを送付することを出願人が承認できる可能性（詳細は PCT ニュースレター No. 05/2008 の「実務者アドバイス」参照）
- PCT 実施細則第 706 号の修正に従い、完全な電子形式の国際出願の場合には、願書様式における陳述とともに、変換前のフォーマットの国際出願を提出できる可能性

対応がされるまでの期間に、この問題に対応するための方法については早急にお知らせします。特に、WIPO の「Electronic Filing (PCT-SAFE)」ホームページをご参照ください。

[www.wipo.int/pct-safe/en/index.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html)

## 電子メールによる通知

### 再掲載

2008 年 7 月 1 日から、国際事務局 (IB) は電子メールによって出願人又は代理人（以後「出願人」）に所定の PCT 様式を送付することが可能になります。2008 年 7 月 1 日から使用される願書様式 (PCT/RO/101) には第 II 欄及び第 IV 欄に記載箇所が追加されます。その記載箇所には一つの電子メールアドレスを記載することが可能です。また、その記載箇所の隣にはチェック欄があります。PCT 機関（受理官庁 (RO)、IB、国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA)）が認める場合には、この欄をチェックすることで、記載されたアドレスに対して、国際出願に関する通知の事前の写しをその機関が電子メールによって送付することを承認したことになります。IB と受理官庁としての IB はこの制度を使用します。しかし、その他の PCT 機関の使用についてはその機関が決めることができます。

なお、

- 事前の電子メールは通常の紙の通知に置換わるものではなく、出願人に対する追加のサービスになります。紙の通知が法的写し (legal copy) であることに変わりありません。
- 現時点では、出願人が国際事務局に対して電子メールで応答することはできません。
- 技術的な理由によって、IB は所定の様式のみ電子メールで送付することから始めます。本年末に向けて他の様式が追加されます。

この新サービスに関する詳細は PCT ニュースレター No. 05/2008 の「実務アドバイス」をご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/newslett/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.html)

### スパム・フィルタに関する注意喚起

IB から上記の電子メールの通知を受領したい場合には、WIPO からの電子メールがスパムとみなされ電子メールのシステムによって削除されないように、使用している電子メールのシステムを設定する必要があります。

IB からの電子メールの通知は次の電子メールアドレスによってお送りします。

**no.reply@wipo.int**

このアドレスに対して返信することはできません。このアドレスが安全なアドレスであると認識されるようにすれば、スパム・フィルタによって削除されることはなくなります。

**PATENTSCOPE® 検索サービス**[www.wipo.int/pctdb](http://www.wipo.int/pctdb)**日本語によるフルテキスト検索**

2008年7月3日より PATENTSCOPE® 検索サービスで日本語によるキーワード検索が可能になります。検索可能な日本語のテキストデータには、電子出願された日本語の PCT 国際出願であって、2008年7月3日以降に国際公開される出願の明細書及び請求の範囲が含まれます。更に、2004年以降に国際公開された日本語国際出願の発明の名称の全部及び要約書の大部分も含まれます。この日本語のテキストデータは FTP データ配信サービスを受けている全ての特許庁及び企業に毎週配信されます。

日本語の PCT 国際出願は過去4年間に出版された全出願の16%を占めており、日本語検索機能の追加はその日本語出願に対する閲覧機能を強化することになります。日本語出願は英語出願に次いで出願件数が多く、出願上位には日本企業の名が連ねられています。

今回の機能の追加によって、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語及びロシア語に次いで、日本語がフルテキスト検索を可能な六番目の言語となります。

**新たなスペイン語画面**

英語及びフランス語に加えて、PATENTSCOPE® 検索サービスにおいてスペイン語画面が利用可能になりました。

[www.wipo.int/pctdb/es/index.jsp](http://www.wipo.int/pctdb/es/index.jsp)

検索画面、検索結果、オンラインヘルプ及び関連ページを含む全てのサポートページがスペイン語で利用可能です。この新機能は、PATENTSCOPE® 検索サービスに追加的な特許データを将来加えるために、WIPO とスペイン語の特許庁が行った協力の成果です。

**新たな PCT 国内移行情報**

PATENTSCOPE® 検索サービスにエジプト及びポーランドの PCT 国内移行情報及び欧州特許庁の広域段階移行情報が含まれました。したがって、33 官庁の移行情報を提供しています。指定又は選択官庁が関係する情報を IB に提供した場合には、国際出願が国内／広域段階に入った情報及びそれに関するその他の情報は、所定の国際出願の「national phase」タブをクリックすることで閲覧可能です。このサービスで情報を提供している官庁及びデータの一覧については以下のアドレスをご参照ください。

[www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp](http://www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp)**PCT 最新情報**

OM : オマーン (管轄受理官庁)

**調査手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦)、フィンランド国立特許・登録委員会)**

2008年7月1日からフィンランド国立特許・登録委員会によって行われる国際調査のために支払う EUR の額、CHF 及び USD による換算額が変更になります。

2008年8月1日から以下の官庁によって行われる国際調査のために支払う所定の通貨による換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	USD
欧州特許庁	NZD, USD
連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）	EUR
フィンランド国立特許・登録委員会	USD

**インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### PCT 規則の修正条文

2008年7月1日に発効する英語及びフランス語の PCT に基づく規則の全文が PATENTSCOPE® の PCT 関連資料においてご利用いただけます。該当ページの右側にあるショートカットボタンをクリックしてください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/](http://www.wipo.int/pct/en/texts/)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/)

### PCT 同盟総会のレポート

2008年3月31日に開催された PCT 同盟総会のために準備された文書及びその総会のレポートが WIPO のウェブサイトでご覧いただけます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=15345](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=15345)

### PCT 規則の修正：パワーポイント資料

2008年7月1日から発効する PCT 規則及び実施細則の修正及びその他の実務的な変更を概説したパワーポイント資料がご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2008changes.ppt](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2008changes.ppt)

### アラビア語の PCT 規則（2007年4月版）

2007年4月1日に発効した PCT 規則のアラビア語の暫定版が閲覧可能であることを PCT ニュースレター No. 03/2008 でお知らせしましたが、公式版が間もなく PDF で利用可能となります。

[www.wipo.int/pct/ar/docs/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/docs/pct_regs.pdf)

### PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧

「世界貿易機関」参照

### 世界貿易機関

#### ウクライナが加盟

2008年5月16日に、ウクライナ（国コード：UA）が WTO に加盟しました。ウクライナは PCT 及びパリ条約の締約国です。ウクライナの加盟によって WTO のメンバーは 152 となりました。この加盟に従い、PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧が更新されました。PATENTSCOPE® の PCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

## 実務アドバイス

### 指定の取下げに必要な署名の要件

**Q:** 代理人として、日本の国内出願を優先権主張して国際出願を出願しました。その際、日本の国内保護を求めないようにするために、第 V 欄「国の指定」のチェック欄にチェックするのを忘れてしまいました。チェックをすることで、国内法に基づいて先の出願がみなし取下げになるのを避けることができます。したがって、先の出願から 15 ヶ月以内に日本の指定を取り下げなければなりません、時間があまりありません。日本を指定国とする出願人は企業の出願人のみなので、取下書の署名については米国のみを指定国とする出願人／発明者の署名は必要ないのでしょうか。特許協力条約上、私のこの考え方は正しいのでしょうか。（願書に出願人は署名していません。受理官庁は委任状の提出要件を放棄しており、委任状は提出されていません。）

**A:** PCT 規則 90 の 2.5(a) に従い、指定の取下げを含む取下書は出願人が署名しなければなりません。二人以上出願人がいる場合には、**全ての者**によって署名されることが必要です。したがって、出願人／発明者が米国のみを指定国とする出願人であって、日本を指定国とする出願人でない場合であっても、全ての出願人の署名が必要となります。例え、PCT 規則 90.2(b)に基づいて、企業の出願人が共通の代表者とみなされたとしても（「みなされた共通の代表者」）、他の出願人を代表して取下書に署名することはできません。

受理官庁としての日本国特許庁は委任状の提出要件を放棄していますが、PCT 規則 90 の 2.1 から 90 の 2.4 までの取下書には適用されません（PCT 規則 90.4(e)参照）。もし、取下書が全ての出願人に署名されていない場合には、全ての出願人に署名された委任状が必要になります。

出願人／発明者が上述した指定国の取下書に署名する必要があることに対する唯一の例外は次の場合になります。発明者が出願することを国内法令が要求している国（つまり米国）を指定国とする出願人／発明者がいる場合に、その指定国についての発明者である出願人を相当な努力を払っても発見し、又は、連絡することができなければ、PCT 規則 90 の 2.2 に基づく取下書には少なくとも一人の出願人が署名し、かつ、次の条件を満たせば、その発明者である出願人の署名は必要ありません。

- その発明者である出願人の署名がないことを、場合に応じ、受理官庁、国際事務局が満足するように説明した書面を提出すること
- 願書が少なくとも一人の出願人に署名されており、その発明者である出願人の署名が願書にないことを、受理官庁が満足するように説明した書面を提出すること

受理官庁によって委任状の提出要件が放棄されていたとしても、又は、署名の要件を満たすために願書に複数の出願人のうち一人が署名すればよいとしても（PCT 規則 4.15(a)及び 26.2 の 2(a)）、代理人又は共通の代表者は、委任状への署名又は願書への署名によって、全ての出願人の署名を取得しておくべきか注意深く検討することが必要です。事前にこのような署名を取得しておくことによって、全ての出願人の署名が必要な、又は全ての出願人が署名した委任状が必要な取下げについても関係官庁／機関に直ちに手続きをすることが可能になり

ます。したがって、署名を取得するための遅れが発生しません。例え、これらの署名を代理人／共通の代表者が現実に提出せずに、代理人／共通の代表者のファイルに単に保管していたとしても、後でその署名が必要になった場合に使用できます。

一般的な取下げについての詳細は、PCT 出願人の手引きのパラグラフ 452 から 463 をご参照ください。

[www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf)

指定国の取下げについての詳細は PCT ニュースレターNo. 02/2004 の「実務アドバイス」をご参照ください。

[www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct\\_news\\_2004\\_2.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_2.pdf)

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年7月号 | No. 07/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **2008年7月1日に発効するPCT規則及び手続きに関する主な変更点**

2008年7月1日にPCT規則及び手続きに関する多くの変更点が発効します。

### **手数料表の修正**

国際出願手数料の5%減額<sup>1</sup>とともに、手数料表の第4(a)項又は第4(b)項に記載された基準を満たす出願人を対象とする国際出願手数料及び取扱手数料の減額が75%から90%に拡大され、更に、追加された国の出願人に対してもその減額が適用されることとなります（PCT Newsletter No. 04/2008 参照）。

### **電子メール**

関係する官庁や機関がこの手続きを採用するのであれば、出願人が提出した電子メールアドレスを使用して通知の事前の写しをその官庁や機関が送付することを出願人は承認することができます（PCT Newsletter No. 05/2008 参照）。

### **電子形式の国際出願の出願及び処理**

PCT 実施細則の第706号及び第710号が修正されたことに従い、受理官庁が認める場合には、出願人は完全な電子形式の国際出願を出願する際に、変換前のフォーマットの出願書類を国際出願と一緒に提出することが可能になりました。なお、電子形式で出願された国際出願は変換前のフォーマットの書類の完全で正確な写しであるとの陳述も一緒に提出する必要があります（PCT Newsletter No. 05/2008 参照）。

### **ISAに対する他の機関によって行われた先の調査の結果の考慮の請求**

出願人は国際調査機関（ISA）に対して、国際調査を行う際に、その機関が行った先の調査の結果のみを考慮することに加えて、他のISAや国内又は広域官庁によって行われた先の調査の結果を考慮することを請求可能となりました（PCT規則4.12、12の2.1及び41.1参照）。

### **優先権の回復の請求**

受理官庁は優先権の回復請求手数料の支払い期間を2ヶ月間延長可能になりました（修正されたPCT規則26の2.3(d)）。

---

<sup>1</sup> 多くの通貨に対する換算額が結果として変更されていますが（PCT Newsletter No. 05/2008 参照）、適用される為替レートの変動によって、例えばEURのような通貨では実際には額が変更になっていない場合があります。

## 取り下げられたとみなされる国際出願

受理官庁（RO）によって国際出願が取り下げられたと宣言されたとしても、RO から送付された宣言の通知が国際公開の技術的準備が完了する前に国際事務局に到達した場合のみ、国際公開が阻止できることを PCT 規則 29 において明確化しました（PCT 規則 29.1(v)）。

2008 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則及び実施細則の条文は、2008 年 7 月版の願書と国際予備審査請求書とともに、PATENTSCOPE® の PCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/index.html)

## PCT 条文及び規則と国内法との不適合通知の取下げ

### スイス（PCT 第 22 条(1)、PCT 規則 51 の 2.1(e)、51 の 2.2(a)(i)、(ii)及び(iii)及び 51 の 2.3(a)）

スイスは、2002 年 4 月 1 日に発効した改正 PCT 第 22 条(1)と国内法令との不適合通知を行っていましたが（PCT Newsletter No. 02/2002 参照）、指定官庁としてスイス連邦知的所有権機関はその通知を 2008 年 7 月 1 日より取り下げることが国際事務局（IB）に通報しました。したがって、2008 年 7 月 1 日以降に 20 ヶ月の期限を迎える国際出願であって、出願人によって PCT 第 22 条(1)に規定される手続きが行なわれていない場合には、PCT 第 22 条(1)に基づく 30 ヶ月の期限が 2008 年 7 月 1 日から適用されます。なお、国内移行期限の一覧は更新されて、PATENTSCOPE® の PCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time\\_limits.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf)

更に、スイス連邦知的所有権機関は次の PCT 規則と国内法令との不適合通知を 2008 年 7 月 1 日に取り下げることが IB に通知しました（PCT Newsletter No. 02/2001 参照）。

- PCT 規則 51 の 2.1(e) – 優先権書類の翻訳文の提出
- PCT 規則 51 の 2.2(a)(i) – 発明者の特定に関する書類又は証拠を要求することができない条件
- PCT 規則 51 の 2.2(a)(ii) – 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する書類又は証拠を要求することができない条件
- PCT 規則 51 の 2.2(a)(iii) – 先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する書類又は証拠を要求することができない条件
- PCT 規則 51 の 2.3 (a) – PCT 規則 51 の 2.1(a)(i)から(iv)まで及び(c)から(e)までに規定する国内的要件を満たすための機会

したがって、上記規則は 2008 年 7 月 1 日からスイス連邦知的所有権機関に適用されます。

（PCT 出願人の手引き、国内段階、概要（CH）を更新）

## 実施細則の修正

PCT Newsletter No. 05/2008 においてお知らせした実施細則の修正に加えて、新たな第 337 号が 2008 年 7 月 1 日から発効します。第 337 号は受理官庁が出願人から受理した又は請求によって準備した先の調査の結果の写しを国際調査機関に送付できることを明確にしました。第 337 号は 2008 年 7 月 1 日以後に出願された国際出願に適用されます。2008 年 7 月 1 日発効の実施細則の英語版及び仏語版は PDF 又は HTML フォーマットで PATENTSCOPE® の PCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/index.htm](http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.htm)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/index.htm](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.htm)

## 電子形式の国際出願の出願及び手続き

### 電子出願する国際出願に対する変換前のファイルの添付

2008年7月1日発効のPCT実施細則の第706号及び第710号の修正（国際出願の電子出願及び手続きに関する）の公表に続き（PCT Newsletter No. 05/2008、2008年4月24日付け公示（PCT公報）の45頁）、受理官庁としての国際事務局（IB）及び受理官庁として以下に記載される官庁は、国際出願の電子形式での出願及び手続きに関する通知（各官庁／国の名前の後ろに記載されたPCT公報参照）を更新し、変換前のフォーマットの書類によるバックアップコピーの提出に関してIBに通知を行いました。

これらの官庁によって行われた通知の関係箇所は次のとおりです。

#### **DK デンマーク**（PCT公報 No. 35/2005の22816頁参照）

変換前のフォーマットの書類の提出に関して（第710(a)(iv)号）：  
デンマーク特許商標庁には国際出願とともに変換前の如何なるフォーマットの書類も提出することが認められます。

#### **EP 欧州特許庁**（PCT公報 No. 47/2002の23832頁参照）

変換前のフォーマットの書類の提出に関して（第710(a)(iv)号）：  
欧州特許庁はPCT実施細則第706(a)及び(f)に基づく変換前のフォーマットの書類を、2007年7月12日付けEPO長官の決定の第3条（特別版No. 3、OJ EPO 2007、第17頁）に基づき、受理します。  
特に、ファイルはASCIIテキスト若しくは以下のワープロソフトウェアで作成し、ZIPフォーマットに纏める必要があります。

- Microsoft 97 及び以後のバージョン
- Corel WordPerfect 6.1, 8 & 10及び以後のバージョン
- Writer of OpenOffice 2.0及び以後のバージョン（StarOfficeの相当品を含む）

他のソフトウェアによって作成されたものは、含まれる情報が失われることなく見ることができる場合には、上記したワープロソフトウェアで作成される文書中に含むことが可能です。

上記以外のフォーマットの書類については、出願時に、どこで関係するソフトウェアを妥当な範囲で入手できるのかについて出願人がEPOに通知した場合のみ、添付することが可能になります。

#### **IB 国際事務局**（PCT公報 No. 34/2003の19248頁参照）

変換前のフォーマットの書類の提出に関して（第710(a)(iv)号）：  
国際事務局には国際出願とともに変換前の如何なるフォーマットの書類も提出することが認められます。

#### **JP 日本**（PCT公報 No. 50/2006の19184頁参照）

変換前のフォーマットの書類の提出に関して（第710(a)(iv)号）：  
日本国特許庁には国際出願とともに変換前のフォーマットの書類を提出することは認められません。



**MY マレーシア** (PCT 公報 No. 44/2006 の 19118 頁参照)

変換前のフォーマットの書類の提出に関して (第 710(a)(iv)号) :  
マレーシア知的所有権協会には国際出願とともに変換前の如何なるフォーマットの書類も提出することが認められます。

**SE スウェーデン** (PCT 公報 No. 47/2005 の 31398 頁参照)

変換前のフォーマットの書類の提出に関して (第 710(a)(iv)号) :  
スウェーデン特許登録庁には国際出願とともに変換前の如何なるフォーマットの書類も提出することが認められます。

**SK スロバキア** (PCT 公報 No. 46/2005 の 30684 頁参照)

変換前のフォーマットの書類の提出に関して (第 710(a)(iv)号) :  
工業所有権庁 (スロバキア) には国際出願とともに変換前の如何なるフォーマットの書類も提出することが認められます。

**PCT-SAFE ソフトウェア又は EPO オンライン出願ソフトウェアを利用されている方へのお知らせ**

2008 年 7 月上旬に PCT-SAFE ソフトウェアが更新されます。完全な電子出願又は PCT-EASY モードによって受理官庁としての国際事務局又は所定の他の受理官庁に国際出願を出願する際に、この更新によって 2008 年 7 月の規則改正を反映した願書様式を作成することが可能となります。しかし、対応する受理官庁のサーバが必要な技術的修正を終了していない受理官庁では、7 月の規則改正が対応されていないこととなります。— 関係する官庁及び遅れている影響については PCT Newsletter No. 06/2008 をご覧ください。

また、これらの規則改正に関する更新を PCT-SAFE ソフトウェア以外の出願ソフトウェアに組み込むための時間が必要なことから、EPO オンライン出願ソフトウェア及び JPO PAS 電子出願ソフトウェアのような所定のソフトウェアの更新版は 2008 年 7 月 1 日からはご利用いただけません。変更点がソフトウェアに組み込まれ次第ご利用いただけます。詳細は関係する官庁にお問合せください。

PCT-SAFE ソフトウェアと EPO オンライン出願ソフトウェアに関して、未対応の期間に生じる問題への対処方法が WIPO の「電子出願 (PCT-SAFE)」のページに掲載されています。

[www.wipo.int/pct-safe](http://www.wipo.int/pct-safe)

7 月の規則改正で導入される全ての手続きが全ての PCT 機関で採用されるわけではありません。よって、採用された手続きの利用可能性については関係する機関にお問合せください。

**公開スケジュールの変更**

**2008 年 9 月 11 日の公開**

2008 年 9 月 11 日 (木) が WIPO の閉庁日に当たる為、その日に通常公開される PCT 出願及びその日に通常公開される公示 (PCT 公報) が 2008 年 9 月 12 日 (金) に公開されます。

その結果、PCT 出願の技術的準備が完了する日が通常の公開日の 15 日前より早まり、2008 年 8 月 27 日 (水) となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2008 年 8 月 26 日 (火) の 24 時までに国際事務局に受理される必要があります。

**2008年9月25日の公開**

2008年9月11日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、2008年9月25日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2008年9月9日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2008年9月10日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は2008年9月8日（月）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

**特許協力条約及びPCT規則（2007年4月のアラビア語版）**

国際事務局は2007年4月に発効した特許協力条約（PCT）及びPCT規則のアラビア語版を発行しました。この本の値段は通常の郵送で24スイスフラン、速達の郵送で28スイスフランです。ご注文は、WIPO出版番号 No. 274 及び所望の言語を記載の上、WIPOの "the Design, Marketing and Distribution Section" までご請求ください。

ファクシミリ番号: (41-22) 740 18 12  
 電子メール: [publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)  
 電子ブックショップ: [www.wipo.int/ebookshop](http://www.wipo.int/ebookshop)  
 宛先: 34, chemin des Colombettes  
 P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,  
 Switzerland

PDFフォーマットの上記条文はPATENTSCOPE®のPCT関連資料においてご覧いただけます。  
[www.wipo.int/pct/ar/texts](http://www.wipo.int/pct/ar/texts)

**PCT 最新情報**

AT : オーストリア（調査手数料の払い戻しに関する通知）  
 AU : オーストラリア（手数料の換算額の変更）  
 CA : カナダ（手数料の換算額の変更）  
 IB : 国際事務局（手数料の換算額の変更）  
 IL : イスラエル（手数料の変更）  
 JP : 日本（手数料の変更）

日本国特許庁は調査手数料の払い戻しに関する条件を次のように変更しました（記載されていない条件については変更がありません）。変更は2008年7月1日から適用されます。

当該機関が次の先の調査結果の相当部分を利用することができる場合は、出願人の請求により41,000円を払い戻す。

- (i) 国際出願が先の国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、先の国際出願について当該機関が国際調査を行っているときは、先の国際出願の国際調査
- (ii) 国際出願と同じ出願人によって出願された日本の特許国内出願又は日本の実用新案登録国内出願の先の調査

指定（選択）官庁としての日本国特許庁に支払う次の国内手数料が変更になりました（記載されていない手数料については変更がありません。）。

特許：

出願手数料：

国内移行期限が 2008 年 6 月 1 日以降であって、国内書面（様式第 53）が 2008 年 6 月 1 日以降に提出された国際出願 . . . . . 15,000 円

国内移行期限が 2008 年 6 月 1 日以降であるが、国内書面（様式第 53）が 2008 年 5 月 31 日以前に提出された国際出願 . . . . . 16,000 円

国内移行期限が 2008 年 5 月 31 日以前である国際出願 . . . . . 16,000 円

KR : 大韓民国（調査手数料の払い戻しに関する通知）

MZ : モザンビーク（手数料の変更）

SV : エルサルバドル（一般情報、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定）

ZA : 南アフリカ（手数料の換算額の変更）

[調査手数料に関する変更（オーストラリア特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁）](#)

[インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報（\[www.wipo.int/pct/en\]\(http://www.wipo.int/pct/en\)）](#)

### 国内段階移行期限

英語及び仏語による国内段階移行期限の一覧の最新版が WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time\\_limits.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/time\\_limits.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/time_limits.pdf)

この一覧には各指定／選択官庁の PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内（広域）段階移行期限を示しています。

### 所定の PCT 手数料の 90%減額適用

2008 年 7 月 1 日発効の手数料表の修正に関連して（上記「2008 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則及び手続きに関する主な変更点」参照）、「所定の PCT 手数料の 90%減額適用」（従前「所定の PCT 手数料の 75%減額適用」）が 2008 年 7 月 1 日付けで更新されました。

[www.wipo.int/pct/en/fees/fee\\_reduction.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf)

### 留保及び不適合の一覧

2008 年 7 月 1 日時点の全ての留保及び不適合を含んだ最新の一覧が英語、仏語、独語、スペイン語でご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res_incomp.pdf)

[www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res_incomp.pdf)

[www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res_incomp.pdf)

## 中国語の願書様式

中国語の願書様式（2008年7月版）がご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/](http://www.wipo.int/pct/en/forms/)

## 願書様式及び国際予備審査請求書様式の編集可能なフォーマット

英語、仏語、独語及びスペイン語の願書様式（PCT/RO/101）及び国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）の2008年7月版が編集可能なPDFフォーマットでPATENTSCOPE®のPCT関連資料においてご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/](http://www.wipo.int/pct/en/forms/)

## 受理官庁ガイドラインの修正

受理官庁ガイドラインがかなり修正され、2008年7月1日に発効しました。英語及び仏語の受理官庁ガイドライン（RO/GL/RO/6）は「PCT 受理官庁ガイドライン（2008年7月1日発効）」においてPDFフォーマットでご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.htm](http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.htm)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.htm](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.htm)

## 修正された実施細則

上記「実施細則の修正」参照。

## ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての次の機関との間の取決めの最新版が2008年7月1日に発効しました。

- － オーストリア特許庁
- － 欧州特許庁
- － フィンランド国立特許・登録委員会
- － 日本国特許庁
- － 韓国知的所有権庁

このISA 及び IPEA としての機関の役割に関する取決めは英語及び仏語で PATENTSCOPE®のPCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

[www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html)

## 品質レポート

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 21.17 及び 21.18 に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。これら2007年のレポートはPATENTSCOPE®のPCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html](http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html)

## 有名な発明及び発明家の PCT 出願

有名な発明家として次の方が追加されました。

([www.wipo.int/pct/en/inventions/inventors/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/inventions/inventors/index.html)):

- Erik DE CLERCQ
- Philip S. GREEN

「有名な発明及び発明家の PCT 出願」への追加のご提案は次の電子メールアドレスにお送りください。

[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

## 実務アドバイス

### 国際公開後であるが、ISR 発行前の国際出願の取下げ

**Q:** 最近、公開前に国際出願を取り下げようとしたのですが、取下書を国際事務局（IB）に遅く提出したので、公開を防ぐことができませんでした。国際出願が公開された時に、国際調査機関（ISA）は国際調査報告（ISR）を発行していなかったため、国際出願は ISR なしで公開されました。ISR の発行前に公開された国際出願は通常 ISR と共に後で再公開されますが、上記のケースでは、国際出願が取り下げられているという事実を考えると、ISR の発行を防ぐことは可能なのでしょうか。

**A:** 一旦、国際出願が公開されると、ISR の後からの公開を防ぐことはできません。出願について提出された取下書の存在にかかわらず、PCT 規則 48.2(a)(v) に従って、ISR は公開された国際出願の一部となります。上記のケースの国際出願では、ISR（若しくは、ISR は作成されない旨の ISA による宣言）が公開の技術的準備が完了する時にまだ利用することができないことから、ISR（若しくは、宣言）は IB が受理後に別個に公開される旨の注釈が付されて公開されます（PCT 規則 48.2(g)）。

国際出願の公開を防ぐとともに、ISR の発行を防ぐ唯一の方法は、取下書が国際公開の技術的準備が完了するまでに IB に届くようにするしかありません（PCT 規則 90 の 2.1(c)）。通常、完了するときは実際の公開日の 15 日前になります。（所定の出願が国際公開される可能性がある最も早い日（PCT 第 21.1 条(a)に従って、公開は優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに行われる。）は、PCT 期間計算システム

([www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html](http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html)) で参照できます。) 出願人は公開の技術的準備が完了するできるだけ前に取下げを IB に通知することをお勧めします。また、様式 PCT/IB/372 を用い、ファクシミリで送ることをお勧めします。なお、取下書には全ての出願人が署名するか、全ての出願人に正式に任命された代理人が署名することが必要になります。

しかし、国際出願が取り下げられたことが IB から ISA に通知されると（様式 PCT/IB/307）、ISA はその国際出願の処理を即座に中止することができ、ISR を作成することは義務ではなくなります。この状況において、もし ISA が ISR を作成しなかったならば、IB は ISA に作成することを要求せず、国際出願の再公開も行われません。しかしながら、いつもこのようになる保証はありません。（国際調査が開始される前に、国際出願が取り下げられた場合の調査手数料の払い戻しに関する情報は「PCT 出願人の手引き」の附属書 D の関係箇所をご参照ください。）

国際公開の技術的準備が完了する前に取下書が IB に受理された場合（つまり、出願の国際公開を防げた場合）のみ、国際出願の取下げは有効であることを条件とすることができます（「PCT 出願人の手引き」国際段階のパラグラフ 453 参照）。様式 PCT/IB/372 はこのために

特別なチェック欄を設けてあります。

国際出願の公開及び取下げについては「PCT 出願人の手引き」、国際段階、パラグラフ 304 から 318B 及び 452 から 463 をご参照ください。

**以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年8月号 | No. 08/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 世界特許報告書 2008 年の発行

WIPO は年次報告書の世界特許報告書—統計による概説 の 2008 年版を発行しました。

[www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/)

この報告書は、PCT を含む特許活動の統計情報を向上するために、WIPO が行っている努力の一部になります。この報告書では、可能な限り多くの国を対象とし、かつ、最近の知的財産権の話題に関係する新たな指標を作成し掲載しています。このことにより特許活動の最近の傾向を分析したり追跡したりすることが可能になります。

2008 年版は 2006 年の数字（完全な世界の特許統計が利用可能な最新の年）及び利用可能な場合には 2007 年の数字を基にしています。更に、多様な指標（その中の幾つかは今回初めて採用）が含まれています。PCT に特に関係する指標は次のとおりです。

- 1985 年からの PCT 出願傾向及び 2007 年の国別出願（D.1.1.参照）
- 民間、大学及び公共という経済部門毎の PCT 出願割合、そして、民間部門及び大学部門の上位出願人（D.1.2.参照）
- 2007 年の国際段階の出願及び 2006 年の PCT 国内移行（国内官庁によって統計情報が提供されている場合）の詳細（表 A2）

この報告書に記載されている結論の概要が WIPO プレスリリース PR/2008/562（「世界特許報告書はイノベーションの活動が世界規模に広がっていることを証明」）に記載されています。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article\\_0042.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article_0042.html)

## 特許協力条約及び規則（印刷版）

2008 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の修正はかなり限られていることから、特許協力条約及び規則の印刷版（WIPO 出版 No. 274）はこの修正のために再印刷されません。しかし、利便性を考えて、2008 年 7 月 1 日発効の PCT 規則修正の冊子が英語、仏語、独語及びスペイン語で PATENTSCOPE® の PCT 関連資料のページからご利用いただけます。この冊子は印刷し、適切な大きさに切っていただくことで、印刷版に挟むことが可能です。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/update274\\_2008.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/update274_2008.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/update274\\_2008.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/update274_2008.pdf)

[www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/update274\\_2008.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/update274_2008.pdf)

[www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/update274\\_2008.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/update274_2008.pdf)

2008 年 7 月 1 日発効の PCT 規則全文は英語及び仏語で PATENTSCOPE® の PCT 関連資料のページからご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs.pdf)

更に、日本語版もご利用いただけるようになりました。

[www.wipo.int/pct/ja/docs/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/docs/pct_regs.pdf)

条約及び規則の印刷版は 2009 年 1 月の変更を反映する際に再印刷します。

## **世界貿易機関**

### **カーボヴェルデが加盟**

2008 年 7 月 23 日に、カーボヴェルデ（国コード：CV）が WTO に加盟しました。カーボヴェルデは PCT 及びパリ条約の締約国ではありません。カーボヴェルデの加盟によって WTO のメンバーは 153 となりました。この加盟に従い、PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧が更新され、PATENTSCOPE® の PCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

## **ブダペスト条約**

### **コスタリカの加盟**

コスタリカ（国コード：CR）が 2008 年 6 月 30 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は 69 になります。コスタリカは PCT の締約国でもあります。ブダペスト条約はコスタリカにおいて 2008 年 9 月 30 日に発効します。更新されたブダペスト条約の締約国一覧は次のアドレスでご覧いただけます。

[www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/budapest.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/budapest.pdf)

## **PCT 最新情報**

- AO : アンゴラ（管轄受理官庁及び管轄国際機関）
- BH : バーレーン（管轄国際機関）
- IS : アイスランド（手数料の変更）
- MT : マルタ（一般情報）
- PT : ポルトガル（手数料の変更）

### **調査手数料に関する変更（オーストラリア特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁）**

日本国特許庁によって行われる国際調査のために支払う CHF の換算額が 2008 年 9 月 1 日から変更になります（国際事務局を受理官庁とした場合の手数料の支払いに適用）。

**インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### **修正された PCT 規則（日本語）**

2008 年 7 月 1 日発効の PCT 規則全文の日本語版が PATENTSCOPE® の PCT 関連資料のページ



でご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/ja/docs/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/docs/pct_regs.pdf)

### 特許協力条約及び規則（ポルトガル語）

ポルトガル語の特許協力条約及び PCT 規則（2007 年 4 月 1 日発効）が初めて PATENTSCOPE® の PCT 関連資料のページに掲載されました。

[www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct.pdf)

[www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct\\_regs07.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs07.pdf)

### PCT 規則の修正（2009 年 1 月）：パワーポイント資料

2009 年 1 月 1 日発効の PCT 規則（韓国語及びポルトガル語による国際出願の公開、及び、異なる国際調査機関が補充国際調査を行うことの出願人による請求）の英語による概要が記載されたパワーポイント資料をご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2009changes.ppt](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2009changes.ppt)

### セミナー資料

PCT の手続き全般について説明した英語のセミナー資料が更新され、PATENTSCOPE® の PCT 関連資料のページでご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/index.html)

2008 年 7 月 22 日付けセミナー資料は 2 つの文書から構成されています。

- 「特許協力条約（PCT）の概説」では、PCT の出願、受理官庁及び国際事務局の役割、国際調査及び予備審査、国際公開、国内移行及び国際出願のための救済措置手続き、に関する情報が記載されています。
- 「特許協力条約（PCT）のセミナープレゼンテーション」では、スライド形式で PCT に関する色々な情報の概要が記載されています。

### PCT 出願人の手引き

2008 年 7 月の PCT 規則の修正を反映して、国際段階の概要の英語版（PDF 及び HTML フォーマット）及び仏語版（PDF フォーマット）が更新されました。PATENTSCOPE® の PCT 関連資料においてご覧いただけます。

[www.wipo.int/pct/guide/en/index.html](http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html)

[www.wipo.int/pct/guide/fr/index.html](http://www.wipo.int/pct/guide/fr/index.html)

PCT 出願人の手引きに関して、上記のアドレスから電子メール更新情報サービスを受けることができます。そのサービスによって、その週の PCT 出願人の手引きの更新に関するお知らせ及び更新された箇所へのリンクを含んだ電子メールが毎週送られます。

### 受理官庁様式

英語版、仏語版及び独語版の編集可能な PCT 受理官庁様式の多くが更新され、次のアドレスでご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/ro/index.htm](http://www.wipo.int/pct/en/forms/ro/index.htm)

[www.wipo.int/pct/fr/forms/ro/index.htm](http://www.wipo.int/pct/fr/forms/ro/index.htm)

[www.wipo.int/pct/de/forms/ro/index.htm](http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/index.htm)

これらの様式の翻訳作業に協力していただいた欧州特許庁に深く感謝いたします。

更新されたスペイン語版の様式は間もなく次のアドレスでご利用いただけます。

[www.wipo.int/pct/es/forms/ro/index.htm](http://www.wipo.int/pct/es/forms/ro/index.htm)

## PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された PCT 関連記事をご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/news/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html)

“related links” メニューの中にある “WIPO Magazine” をクリックすると、WIPO マガジンの全記事をご覧ください。

## 2008 年 7 月の規則変更の冊子

上記「特許協力条約及び規則（印刷版）」参照。

## PCT 統計

2008 年 4 月–6 月版の二つの PCT 品質レポート「動向及び分析」及び「業績指標」をご覧ください。

[www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/)

最新の月次統計もご覧ください。

[www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/pdf/monthly\\_report.pdf](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/pdf/monthly_report.pdf)

## 実務アドバイス

### 発明の単一性が欠如していると ISA が判断した場合の結果

**Q:** 国際調査機関（ISA）から様式 PCT/ISA/206（追加手数料、及び、該当する場合には、異議申立手数料の求め）を受理しました。その求めには国際出願に三つの発明が存在することが記載されています。つまり、各追加発明のために二発明分の追加手数料を支払うように求められています。ISA による発明の単一性が欠如しているという判断には同意できません。もし、追加手数料を支払わない場合には、どのようになるのでしょうか。もし、一発明分の追加手数料のみ支払った場合には、調査して欲しい追加発明を選択できるのでしょうか。ISA による発明の単一性が欠如しているとの判断に異議を申立てることは可能なのでしょうか。

**A:** PCT 規則 13.1 に従い、国際出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてのみ行う（「発明の単一性の要件」）ことになっています。調査手数料は ISA が国際出願についての国際調査を行うための費用を賄うためのものです。そして、国際出願が発明の単一性の要件を満たしているときのみ調査手数料で賄うことが可能です。したがって、要件を満たしていない場合には、ISA は請求の範囲に最初に記載されている発明について国際調査を行います。その発明以外の各発明については追加手数料を支払うことを出願人に請求することができます（PCT 規則 40.1 参照）。発明の単一性の要件については、PCT 実施細則の附属書 B 及び PCT 出願人の手引きの国際段階のパラグラフ 129–138 に記載されています。

[www.wipo.int/pct/en/texts/ai/annex\\_b.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/annex_b.html)

[www.wipo.int/pct/guide/en/index.html](http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html)

## 追加手数料を支払わないことによる影響

ご質問のケースでは、ISA は様式 PCT/ISA/206 を用いて出願人に追加手数料の支払いを求めています。ISA によっては、請求の範囲に最初に記載されている発明（「主発明」）に限定して（PCT 第 17 条(3)(a)参照）、「部分的な」国際調査の結果（国際調査報告（ISR）とは異なります）にこの求めを添付することがあります。

求めの日から 1 ヶ月以内に追加手数料が支払わなければ（この期間は延長できません）、追加の発明の調査は行われず、ISR が作られる場合には、その ISR では請求の範囲に最初に記載されている発明のみが対象になります（部分調査が出願人に届けられている場合には、その部分調査の結果のみが ISR に含まれることとなります）。求められた追加手数料の一部が支払われた場合には、ISA は支払われた額に該当する数の発明を調査します。支払いによって、出願人は国際調査を希望する請求の範囲を ISA に特定することが可能です<sup>1</sup>。期限までに全ての追加手数料を支払ったならば、ISR はその出願の全ての発明に対する調査結果を含むこととなります。

PCT 規則 40 に従って、ISA が行った発明の単一性が欠如しているとの判断（又は、支払いが求められた追加手数料の数（額））に同意できない場合には、PCT 規則 40.2(c) に従って、判断に異議を申立てることができます。

### 異議手続き、及び、該当する場合には、異議申立手数料

異議手続きを開始するためには、様式 PCT/ISA/206 において ISA によって決められた期限までに（1 ヶ月）、ISR を受理することを望む全ての発明に対して追加手数料を支払う必要があります。そして、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を送付します。手数料の支払いの後、異議は ISA の枠組みにおいて設置された検査機関によって審理されます。異議が正当と認められた場合には、追加手数料の全部又は一部を払い戻すことが命ぜられます。

PCT 規則 40.2(e) に従って、そのような異議は ISA への異議申立手数料の支払いを条件とすることができます（現時点で、5 つの国際調査及び予備審査機関がこの手数料を要求しています。PCT 出願人の手引きの附属書 D 参照）。追加手数料は発明毎に必要ですが、支払うことを求められた追加手数料の数にかかわらず、該当する場合には、異議申立手数料は一回分だけ支払えばいいこととなります。異議が完全に正当と認められた場合には、異議申立手数料は払い戻されます。期限内に異議申立手数料を支払わなかった場合には、ISA はその異議申立は行われなかったものとみなし、その旨を宣言します。

## 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

<sup>1</sup> 訳者注：国際調査機関としての日本国特許庁に対して請求の範囲を特定することは行われていません。納付された手数料で充当できる数の発明について、請求の範囲に記載した発明の順序に従って手数料が納付されたものとみなします（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第 46 条）。

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年9月号 | No. 09/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **PCT 同盟総会の次期会合に関する情報**

WIPO 加盟国総会の一部として第 38 会期 PCT 同盟総会がジュネーブにおいて 2008 年 9 月 22 日から 30 日に開催されます。次期 PCT 同盟総会における議論に用いられる以下に説明する文書の全ては次のアドレスから入手できます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=16034](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=16034)

次期 PCT 同盟総会では PCT 規則の以下に示す修正提案を採用する予定です（作業文書 PCT/A/38/2 及び PCT/A/38/2 Add）。

- 補充国際調査：補充調査取扱手数料及び補充調査手数料の返金に関する明確化、補充国際調査を行なう国際機関に対し業として手続きをとる権能、補充国際調査の請求の取下げの効果
- PCT 第 14 条(4) に基づく国際出願の手続き：受理官庁が間違っして国際出願日を認めした後、請求の範囲の要素又は明細書の要素が含まれていないことから（PCT 第 11 条(1)(iii)(d)及び(e)）、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の宣言を PCT 第 14 条(4)に基づき行う場合に受理官庁が行うべき手続きの明確化
- 請求の範囲の補正：PCT 第 19 条及び第 34 条に基づく請求の範囲の補正の場合には、現在の、前に提出した請求の範囲の用紙と異なる用紙のみを差替用紙として提出することに代えて、請求の範囲全てを含む差替用紙を提出することが必要

補充国際調査に関する修正は 2009 年 1 月 1 日から発効し（主な規定が発効するのと同様一以下参照）、他の修正は 2009 年 7 月 1 日に発効することが提案されています。

同盟総会は次の事項も採用予定です。

- 合意事項として、PCT における更なる公開言語の追加に関する基準の採用（作業文書 PCT/A/38/4）。
- 所定の PCT 手数料の減額を受けることができる出願人の国を決定する方法の検討、PCT 規則に附属する手数料表の修正提案の採用、その減額のための基準を満たす国の更新に関する提案された同盟総会の指針の採用（作業文書 PCT/A/38/5）

また、同盟総会は PCT ワーキンググループの第 1 回会合のレポート（作業文書 PCT/A/38/1）をノートすることになっています。この会合は 2008 年 5 月 26 日から 30 日にジュネーブにおいて開催されました<sup>1</sup>。ワーキンググループの将来の作業内容についての提案が承認予定です。更に、第 15 回国際機関会合の議論に関する文書がノートされます。この文書には PCT 国際機関のための品質管理システムについて記載されています（作業文書 PCT/A/38/3）。第 15 回会合は 2008 年 4 月 7 日から 9 日にオーストリアのウィーンで開催されました<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> この会合の詳細は PCT Newsletter No. 06/2008 参照

<sup>2</sup> この会合の詳細は PCT Newsletter No. 05/2008 参照

同盟総会の結果は *PCT Newsletter* の 10 月号に掲載されます (No. 10/2008)。

2007 年 10 月に開催された PCT 同盟総会で採択されたその他の修正も 2009 年 1 月 1 日に発効します。この修正によって、異なった国際調査機関が補充国際調査を行うことを出願人は請求することができるようになります。また、韓国語及びポルトガル語で国際出願が公開できるようになります。これらの修正規則はその会期のレポートの附属書 V 及び VI に掲載されています。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=13306](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=13306)

上記修正を含む 2009 年 1 月 1 日発効の PCT 規則の英語及び仏語版は PATENTSCOPE® の PCT 関連資料において 2008 年末に入手可能となります。この PCT 規則には次期 PCT 同盟総会で採択された修正であって、2009 年 1 月 1 日に発効するものが含まれます。

### **国際事務局からの電子メールによる事前の通知**

出願人 (又は代理人) の電子メールアドレスが通知されており、国際事務局 (IB) (電子メールによって通知を送ることを認めているその他の国際機関) が通知を送ることを出願人 (又は代理人) が承認した場合には、IB は通知 (PCT/IB 様式) の事前の写しを送付することを開始しています。(手続きの詳細については *PCT Newsletter* No. 05/2008 の「実務アドバイス」を参照)

技術的な理由により、IB は所定の PCT/IB 様式のみを送付しておりましたが、2008 年 9 月 1 日から全ての PCT/IB 様式の前記の写しを電子メールによって送ることを開始しています。紙による全ての通知の郵送は引き続き行われます。そして、紙の通知が法的写し (legal copy) になります。出願人は国際事務局から受けとった電子メール (“no.reply@wipo.int” から送られた電子メール) に返信することはできません。

### **ブダペスト条約**

#### **ヨルダンの加盟**

ヨルダン (国コード: JO) が 2008 年 8 月 14 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は 70 になります。ブダペスト条約はヨルダンにおいて 2008 年 11 月 14 日に発効します。更新されたブダペスト条約の締約国一覧は次のアドレスでご覧いただけます。

[www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/budapest.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/budapest.pdf)

### **国際出願の電子出願及び処理**

#### **カナダ知的財産庁における電子形式の国際出願の受理と処理の開始**

受理官庁としてのカナダ知的財産庁が電子形式で国際出願を受理及び処理することを PCT 規則 89 の 2 に基づいて WIPO に 2008 年 8 月 13 日に通知しました。受理及び処理は 2008 年 9 月 29 日から開始します。カナダ知的財産庁に対して電子形式の国際出願を行う要件と手続きが記載された通知は 2008 年 9 月 4 日付け公示 (PCT 公報) に掲載されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

更に、カナダ知的財産庁に対して国際出願とともに変換前の如何なるフォーマットの書類も提出できることを、カナダ知的財産庁は PCT 実施細則第 710 号(a)(iv)に従って国際事務局 (IB) に通知しました。

**PCT 最新情報**

AO : アンゴラ (一般情報)  
 AT : オーストリア (電子メールアドレスの追加、国際調査及び予備審査のための言語)  
 ZA : 南アフリカ (手数料の変更)

**調査手数料に関する変更 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、スウェーデン特許登録庁)****手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起**

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“RIPT - Register of International Patents and Trademarks” 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該新たな請求書を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

**インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報 ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))****ロシア語の ISPE ガイドライン**

ロシア語の PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン (ISPE ガイドライン) が初めて PATENTSCOPE® の PCT 関連資料のページに掲載されました。このガイドラインは 2004 年 1 月 1 日以後に出願された国際出願に適用されます。ファイル形式は PDF です。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/gdlines.html>

この ISPE ガイドラインの翻訳を作成していただいた連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦) (ROSPATENT) に深く感謝いたします。

**実務アドバイス****(i) 国際予備審査及び(ii)国内段階において、発明の単一性が欠如していると認められた場合の結果**

**Q:** 自分の会社の国際出願が調査された際、国際調査機関 (ISA) から発明の単一性が欠如しているため追加手数料を支払うように求められました。国際出願の手続きを進める意思はあったのですが、追加手数料は支払いませんでした。結果として、出願の所定の部分については調査されていません。この出願に対し国際予備審査の請求を行った場合、又は国内段階に移行した場合にどのような影響があるのでしょうか。

**A:** PCT Newsletter No. 08/2008 の「実務アドバイス」で解説いたしましたように、国際出願

は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてのみ行う（PCT 規則 13）ことになっています。発明の単一性が欠如していると ISA が判断した場合については上記解説をご参照ください。

### **国際予備審査の請求書が提出された場合に発明の単一性が欠如しているとき**

国際予備審査の請求書を提出すると、国際予備審査機関（IPEA）は請求の範囲が発明の単一性を満たしているか確認します。それは、たとえ追加手数料の一部若しくは全部が支払われて、主発明以外について国際調査報告（ISR）が作成されている場合でも行われます。

しかし、IPEA に対して PCT 第 19 条及び／又は第 34 条の補正に基づいて審査することを請求したとしても、一般的に、IPEA は調査されていない発明に関する請求の範囲を審査する必要はありません（PCT 規則 66.1(e)）。

IPEA が発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合には、PCT 規則 68.2 に従い、単一性の要件が満たしてるとは認められない理由を明示し、求めの日から 1 ヶ月以内に次のことに応じることを求めます。この求めには様式 PCT/IPEA/405 が使われます。

a) 国際調査が行われた請求の範囲であり、かつ、単一性の要件が満たされるように請求の範囲を減縮する（この場合、IPEA は減縮の少なくとも一の可能性を明示する。）

b) 追加手数料を支払う

PCT 規則 68.3(c) に従って、追加手数料は異議を申し立てて支払うことが可能です。この場合の手続きは、国際調査において適用される手続きと同様です（PCT Newsletter No. 08/2008 の「実務アドバイス」参照）。なお、異議の審理には、異議申立手数料を IPEA へ支払うことが必要な場合があります（PCT 出願人の手引きの付属書 E の該当 IPEA 参照）。請求の範囲を減縮するか、追加手数料を支払わない場合には、出願人が他の発明を指定しない限り<sup>3</sup>、主発明のみが審査されます。

一方、発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合であって、出願人に請求の範囲を減縮する又は追加手数料を支払うことを求めることに比べ、国際出願の全体について国際予備審査報告（IPEA）を作成する追加の労力がほとんどない場合には、経済的観点から、PCT 規則 68.1 に従って、審査官は請求の範囲を減縮する又は追加手数料を支払うことを出願人に求める代わりに、国際出願の全体について国際予備審査を進め、発明の単一性の要件を満たしていないと認めた旨を表示し及びその理由を明記することができます。

発明の単一性が欠如していた場合に、IPEA において行われる手続きについての詳細は、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラン、

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

若しくは、PCT 出願人の手引きの国際段階 パラグラフ 398 及び 399 をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/gdvol1-09.html#\\_v1\\_398](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/gdvol1-09.html#_v1_398)

### **国内段階における負の影響の可能性**

<sup>3</sup> 訳者注：国際予備審査機関としての日本国特許庁に対して請求の範囲を特定することは行われていません。納付された手数料で充当しうる数の発明につき、審査官が主要な発明と認める順序（審査官がその順序を定めることができないときはその請求の範囲における発明の記載の順序）に従って手数料が納付されたものとみなされます（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第 60 条）。

ISA によって全ての請求の範囲が調査されなかったとしても国際出願の有効性には影響がありません。指定（選択）官庁に対する送付を含む、その出願に関する手続きは全ての請求の範囲に関して行われます。しかし、指定（選択）国の国内法令は、当該指定（選択）国における効果に関する限り、出願人が当該指定（選択）国の国内官庁に特別の手数料を支払った場合を除くほか、調査及び／又は審査が行われなかった国際出願の部分は取り下げられたものとみなすことを定めることができます（PCT 第 17 条(3)(b) 及び 第 34 条(3)(c)）。この規定を直接採用している国は少数ですが（中国及びスウェーデンなど）、特許権が付与される前に調査を行うための手数料を請求する国もあります。また、国際予備審査の際に出願人が請求の範囲を減縮することを選択した場合であって、国際予備審査の対象とならなかった請求の範囲について国内段階でその請求の範囲について権利の取得を求める場合には、PCT 第 34 条(3)(b)に従って、同様な手数料が適用されることがあります。

国内段階において、指定官庁が国際調査及び予備審査機関の発明の単一性に関する判断を再検討し、異なる判断をすることは可能です。これらの官庁では出願から追加の発明の削除を求めたり、必要であれば、分割出願を行うことを求めます。しかし、PCT 第 27 条(1) 及び 第 27 条(4) に従い、官庁は PCT 規則 13 に規定される基準に基づいて見解を述べる必要があります。ただし、対応する国内基準による結論が出願人により有利な場合（より安い手数料、より少ない補正及び分割出願が要求される）には、PCT 規則 13 に規定される基準に基づく必要なありません。

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧



## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年10月号 | No. 10/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

### WIPO加盟国総会

第38会期 PCT 同盟総会を含む WIPO 加盟国総会がジュネーブにおいて 2008年9月22日から30日に開催されました。

### 新事務局長の任命

WIPO 調整委員会における指名に続いて、WIPO 一般総会は 2008年9月22日にフランスガリ氏を WIPO の事務局長として任命しました。任期は 10月1日から6年間になります。

オランダ国籍のボーデンハウゼン氏（1970-1973）、米国国籍のボクシュ氏（1973-1997）そしてスーダン国籍のイドリス氏（1997-2008）に続き、オーストラリア国籍のガリ氏が4代目の WIPO の事務局長となります。

WIPO 加盟国の代表者はガリ氏の就任を祝福するとともに、知的財産分野でのガリ氏の豊富な経験及びガリ氏によって事務局長職にもたらされる専門性に期待が表明されました。

WIPO に入る前には、ガリ氏は法律の実務及び大学における多くの職に就いています。また、1985年に WIPO に入ってから、多くの職を歴任しました。最近の職は特に PCT を管轄する事務局次長でした。ガリ氏の履歴は次のアドレスで参照できます。



フランシス ガリ  
WIPO 新事務局長

[http://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/wo\\_ga\\_36/w](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/wo_ga_36/w)

就任演説において、ガリ氏は特許制度の重要性を、その成功によってもたらされた問題とともに強調しました。そして、現在検討されている又は想像の範囲にあるこの問題に対する解決法より、PCT はより優れた問題解決の基礎となるという考えを示しました。

詳細はプレス・リリース PR/2008/564 でご覧いただけます。当該プレス・リリースは WIPO ウェブサイトに掲載されています。

[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article\\_0045.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article_0045.html)

また、ガリ氏の就任演説（テキスト及びビデオ）もご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/about-wipo/en/dgo/dg\\_gurry\\_acceptance\\_speech\\_2008.html](http://www.wipo.int/about-wipo/en/dgo/dg_gurry_acceptance_speech_2008.html)

### PCT 同盟総会

PCT 同盟総会は以下の三点に関して PCT 規則の修正を採用しました。

- 補充国際調査：補充調査取扱手数料及び補充調査手数料の返金に関する明確化、補充国際調査を行なう国際機関に対し業として手続きをとる権能、補充国際調査の請求の取下げの効果
- PCT 第 14 条(4) に基づく国際出願の手続き：受理官庁が間違っ国際出願日を認め後、請求の範囲の要素又は明細書の要素が含まれていないことから（PCT 第 11 条 (1)(iii)(d)及び(e)）、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の宣言を PCT 第 14 条(4)に基づき行う場合に受理官庁が行うべき手続きの明確化
- 請求の範囲の補正：PCT 第 19 条及び第 34 条に基づく請求の範囲の補正の場合には、現在の、前に提出した請求の範囲の用紙と異なる用紙のみを差替用紙として提出することに代えて、請求の範囲全てを含む差替用紙を提出することが必要

補充国際調査に関する修正は、そのサービス自体が開始する 2009 年 1 月 1 日から発効します。三つの官庁（連邦知的所有権特許商標行政局（ロシア連邦）、スウェーデン特許登録庁及び北欧特許機構）がその日から補充国際調査を開始する予定です。更に、オーストリア特許庁は 2009 年内に、フィンランド国立特許・登録委員会及び欧州特許庁は 2010 年からサービスを開始します。いくつかの官庁はサービスの開始時期をまだ決定していません。

その他の修正は 2009 年 7 月 1 日から発効します。なお、作業文書（PCT/A/38/2 及び 2 Add.）の提案に対する微修正が採択されました。最終条文は会合のレポート（PCT/A/38/6）の付属書 I 及び II でご覧いただけます。

更に、将来 PCT 規則 48.3 に基づき公開言語の追加の決定を行う場合に用いる基準に関する合意事項を、同盟総会は採択しました（PCT/A/38/4）。また、同盟総会は PCT ワーキンググループの第 1 回会合のレポート及び PCT 国際機関の品質管理システム（PCT/A/38/3）をノートしました（PCT/A/38/1）。

開発途上国からの所定の出願人が受けることができる PCT 手数料の減額に関する基準のレポート及び提案（PCT/A/38/5）については、更に検討を行うために PCT ワーキンググループに差し戻されました。

パリ同盟総会、PLT 同盟総会との合同会合において、PCT 同盟総会は優先権書類の WIPO デジタル・アクセス・サービスについての状況レポートをノートしました。このサービスは来年運用が開始する予定です。

## その他の同盟総会

PLT 同盟総会は国際願書様式のひな型の修正を採択しました。また、PCT 実施細則の修正を PLT 及びその規則に適用することを決定しました。これらは直ちに発効しました（PLT/A/5/1）。

一般総会は特許法常設委員会の作業レポートをノートしました（WO/GA/36/10）。このレポートには以下の事項が含まれます。

- 将来の検討事項の非網羅的な一覧。
- 次の論点に関して事務局が予備的な研究を準備することの要請。特許情報の普及（特に、調査及び審査報告のデータベースの設立）、特許対象の例外及び特許権の制限（特に、研究の例外及び強制実施権）、特許権と標準化、依頼人と弁護士間の秘匿特権  
なお、これらの研究の依頼は他の論点に優先することを意図しないことが強調されました。
- 影響のある論点に関する会議の記載を 2009 年の改定計画予算に入れることを事務局長に推薦。その論点には公共政策への影響が含まれ、公共政策の所定分野の特許（衛生、環境、気候変動及び食料安全保障など）が影響する論点が挙げられます。

## 文書

2008 年総会の文書（利用可能になったリポートを含む）は WIPO ウェブサイトから入手できます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/a/38](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/38)

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=a/45](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=a/45)

## PCT利用者の調査

WIPO は PCT 利用者からのご意見を集め、PCT 制度の全ての面に関する利用者の満足度を評価するために調査を行います。この調査は PCT 利用者の必要性、期待及び経験に関する価値ある情報を WIPO にもたらしめます。そして、サービス提供における現在の実務やレベルを改善することができます。

この調査にご協力いただけると幸いです。調査は WIPO ウェブサイトからお答えいただけます。

<https://webaccess.wipo.int/opinio/s?s=2433>

## 休暇時期における国際事務局の閉庁日及び公報発行スケジュール

### 国際事務局の閉庁日

年末・年始の国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて 2008 年 12 月 8 日、25 日及び 26 日及び 2009 年 1 月 1 日及び 2 日になります。国際事務局は 2008 年 12 月 29 日、30 日及び 31 日は業務を行います。新年は 2009 年 1 月 5 日（月曜日）より業務を開始します。

### PCT 情報サービスの停止日

PCT 情報サービスは 2008 年 12 月 24 日（水曜日）から 2009 年 1 月 4 日（日曜日）まで停止します。PCT 情報サービスは 2009 年 1 月 5 日（月曜日）午前 9 時（ジュネーブの時間）に再開します。

なお、休暇時期においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、録音機能が使用できるとともに、緊急時に用いられる電話番号を知ることができます。PCT 情報サービスは国際出願の出願及びそれに続く PCT の国際段階での手続についての一般的なご質問にお答えするサービスです。

特定の国際出願に関するお問合せは担当チームに直接お願いいたします。担当チームのお電話番号は IB 様式に記載されています。特定の案件に関する送付を行う場合には、IB 様式に記載されているファクシミリ番号、若しくは PCT 文書課（Fax : (+41-22) 338 82 70）にお送りください。

### 公開スケジュールと公開の技術的準備

休暇時期においても 2008 年 12 月 25 日（木曜日）及び 2009 年 1 月 1 日（木曜日）を除いて、PCT 出願は通常の公開日である木曜日に公開されます。2008 年 12 月 25 日（木曜日）及び 2009 年 1 月 1 日（木曜日）は WIPO の閉庁日となりますので、一日早い 2008 年 12 月 24 日（水曜日）及び 2008 年 12 月 31 日（水曜日）に公開されます。

2008 年 11 月 27 日の公開から、公開の技術的準備の完了が通常の公開日の 15 日前より早くなります。通常に戻るのは、2009 年 1 月 22 日公開分からとなります。詳細は以下の表をご参照ください。表には影響を受ける公開日のスケジュール及び IB に変更が届かなければならない日を示してあります。

国際公開: 休暇時期に変更となる日	
国際公開日	WIPOに出願人の通知が届く必要がある最終日
木曜日、 2008年11月20日	火曜日、 2008年11月4日(通常通り)
木曜日、 2008年11月27日	月曜日、 2008年11月10日
木曜日、 2008年12月4日	金曜日、 2008年11月14日
木曜日、 2008年12月11日	木曜日、 2008年11月20日
木曜日、 2008年12月18日	水曜日、 2008年11月26日
水曜日、 2008年12月24日	火曜日、 2008年12月2日
水曜日、 2008年12月31日	火曜日、 2008年12月9日
木曜日、 2009年1月8日	月曜日、 2008年12月15日
木曜日、 2009年1月15日	金曜日、 2008年12月19日
木曜日、 2009年1月22日	火曜日、 2009年1月6日(通常通り)

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を防ぐことが可能な期間内に、出願人がPCT規則90の2.1(c)、90の2.2(e)及び90の2.3(e)に基づく国際出願の取下げ、指定又は優先権主張の取下げを希望する場合、PCT規則46.1に規定される期限が迫っている中で、PCT第19条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT規則92の2に基づいて出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、通知がIBに上記表の右欄に示された日までに届く必要があります。

IBに通知を行う場合には、好ましくはファクシミリで、技術的準備が完了するより前に出来るだけ早く提出されることを強くお奨めします。

### **第三者による発明者のあて名の取得**

氏名及びあて名が公開され、PATENTSCOPE® 検索サービスに掲載される書誌情報によって第三者が氏名及びあて名を取得することを、状況によって、発明者が不安に感じるかもしれません。特に、そのような情報はインターネット検索エンジンで発明者の名字を検索することで見つかる場合があります。また、たとえ国際公開前に発明者のあて名が変更されたとしても、国際出願の一件書類によってそのあて名を取得することが可能です(PCT規則94.1(b))。したがって、氏名及びあて名が願書様式に記載されると、それらは公開されて第三者に知られるようになることを、国際出願を出願する前に、出願人又は代理人は発明者に伝えておく

ことをお奨めします。

願書様式に記載されるあて名（後で国際出願として公開される）が発明者の**自宅のあて名**であることを PCT は要件にしていません。色々な選択肢があります。例えば、場合に応じて次のような選択肢があります。

- 発明者の雇用主のあて名を使用
- 私書箱番号を使用
- 代理人のあて名を使用

結局、どのあて名を使うのかは出願人と発明者に委ねられており、指定官庁の国内法令によって決まることもあります。しかし、国際段階を目的としては、国際事務局は発明者の自宅のあて名以外のあて名を使用することについて異議を唱えません。

他の選択肢としては、少なくとも一人の出願人のあて名が記載されている場合、例えば、国際出願が法人によって出願されている場合、発明者のあて名は必要なくなります（PCT 規則 26.2 の 2(b)参照）。この選択肢を選んだ場合に起こり得る事態については、発明者の氏名及びあて名の記載に関するその他の情報とともに、PCT Newsletter No. 08/2007 「実務アドバイス」に記載されています。

[http://www.wipo.int/edocs/pctdocs/en/2007/pct\\_news\\_2007\\_8.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctdocs/en/2007/pct_news_2007_8.pdf)

### **Patentscope® 検索サービス : PCT一件書類の提供開始**

公開された PCT 国際出願の一件書類一式（所定の書類（PCT が送付することを認めていない書類（例えば、PCT 第 38 条））は除かれます。）が間もなく PATENTSCOPE® 検索サービスからオンラインで提供され始めます。

第一弾として、PCT 願書様式（PCT/RO/101）が 2006 年 1 月以降に国際出願日を有する PCT 出願について入手可能です。官庁から発行された様式や連絡及びその他の書類が数ヶ月以内に追加されます。PCT 出願の一件書類の入手は PCT 規則 94 に規定されています。

今までは、一件書類の入手は請求を行い、サービスの費用を支払うことが必要でした。しかし、PCT 国際出願の一件書類一式の提供が開始されるのです。

- PATENTSCOPE® 検索サービスによってオンラインで自動的に
- 無料で

しかし、この方法で認証謄本を入手することはできません。引き続き、請求を行い手数料を支払うことで、紙によって入手していただくこととなります。

国際出願の一件書類の入手についての情報は、PCT 関連資料ページにおけるセミナー資料の章「国際出願の一件書類中の文書の第三者による入手 “Access by Third Parties to Documents in the File of the International Application”」に記載されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf)

### **改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ**

#### **PT ポルトガル（PCT 規則 26 の 2.3(j)、49 の 3.1(g)及び 49 の 3.2(h)）**

国立工業所有権機関（ポルトガル）は PCT 規則 26 の 2.3(j)（受理官庁による優先権の回復）、49 の 3.1(g)（受理官庁による優先権の回復の効果）及び 49 の 3.2(h)（指定官庁による優先権の回復）と国内法令との不適合を通知していました。これらの規則は 2007 年 4 月 1 日に

発効したものです。この度、受理官庁及び指定官庁としての国立工業所有権機関（ポルトガル）はその通知を2008年10月1日から取下げることが国際事務局に通報しました。よって、その日以降 PCT 規則 26 の 2.3(a)から(i)、49 の 3.1(a)から(f)及び 49 の 3.2(a)から(g)は当該機関に適用されます。

この変更は PCT 出願人の手引きの付属書 C (PT)及び「優先権の回復」「PCT 留保、宣言、通知及び不適合」の一覧に反映されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.pdf)

## **PCT最新情報**

### **米国ドルで支払う手数料（多くの官庁）**

2009年1月1日から、多くの官庁（下記参照）に対して USD で支払う国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙毎の手数料の換算額が変更になります。更に、手数料表の 3 項に示される電子出願による手数料の減額の USD による換算額も変更になります。

（PCT 出願人の手引き、付属書 C (AM, AP, AZ, BW, BY, BZ, CO, CR, CU, DO, EA, EC, EG, GE, GH, IB, IL, IN, KE, KG, KZ, LR, MD, NI, PG, PH, RU, SC, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZM ZW) の更新）

AO : アンゴラ（管轄国際調査及び予備審査機関）  
 CA : カナダ（電子出願による手数料の減額）  
 GT : グアテマラ（管轄国際調査及び予備審査機関）  
 SG : シンガポール（各種手数料の換算額の変更）  
 US : 米国（管轄国際調査及び予備審査機関、手数料、編集上の変更）

指定（選択）官庁としての USPTO に支払う以下の国内手数料が変更されました（括弧内の額は小企業に適用されます。また、記載されていない手数料に変更はありません。）。

基本国内手数料 USD 330 (165)

調査手数料：

IPEA/US によって IPER、若しくは ISA/US によって見解書が作成されており、提出された全ての請求の範囲が PCT 第 33 条(1)から(4)までの規定を満たしている場合  
 [変更なし]

ISA としての USPTO に支払う国際調査手数料 [変更なし]

米国以外の ISA が調査報告を作成した場合であって、当該調査報告が USPTO に提出された又は IB から既に送達されている場合 USD 430 (215)

その他の状況すべて USD 540 (270)

審査手数料

IPEA/US によって IPER 若しくは ISA/US によって見解書が作成されており、提出された全ての請求の範囲が PCT 第 33 条(1)から(4)までの規定を満たしている場合  
 [変更なし]

その他の状況すべて USD 220 (110)

100 枚を超える明細書及び図面であって、50 枚又はその端数ごと（電子媒体で提出された配列リスト又はコンピュータプログラムを除く） USD 270 (135)

3 個を超える独立形式の各請求の範囲に対する追加手数料 USD 220 (110)

20 個を超える独立又は従属形式の各請求の範囲に対する追加手数料 USD 52 (26)

出願が 1 つ以上の多数項引用形式の請求の範囲を有する場合には、出願につき USD 390 (195)

### 調査手数料に関する変更（オーストラリア特許庁、米国特許商標庁）

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報](http://www.wipo.int/pct/en)（[www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en)）

### PCT 規則

2009 年 1 月 1 日発効の PCT 規則の英語及び仏語の全文が PCT 関連資料のページに間もなく掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs2009.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2009.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct\\_regs2009.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2009.pdf)

### ロシア語の願書様式及び国際予備審査請求書様式

ロシア語の 2008 年 7 月版の願書様式（PCT/RO/101）及び国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）が、編集可能な PDF フォーマットで、PCT 関連資料のページでご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/ed\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/ed_request.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed_demand.pdf)

この様式の翻訳を作成していただいた連邦知的所有権特許商標行政局（ロシア連邦）（ROSPATENT）に深く感謝いたします。

### ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）としての次の官庁との間の取決めの更新版が PCT 関連資料のページに英語と仏語で掲載されました。今回更新された官庁は、オーストラリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局、米国特許商標庁です。この取決めは PCT に基づく ISA 及び IPEA としての当該機関の役割に関するものです。

[http://www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

[http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html)

## PCT 規則の修正：中国語、英語及びドイツ語のパワーポイント資料

2008年7月1日に発効したPCT規則の修正及び2009年1月1日に発効するPCT規則の修正の概略が説明されたパワーポイント資料が更新されました。更に、中国語及びドイツ語も加わりました。次のアドレスから入手可能です。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/2008changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/2009changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2009changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/2009changes.ppt>

## セミナー資料

PCT 手続きと将来の変更に関する項目を網羅したセミナー資料の更新版がドイツ語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic\\_1/index.html](http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/index.html)

## PCT ユーザの戦略

T. David Reed 氏によって作成されたプレゼンテーション「PCTの戦略的利用」がPCT関連資料のページのPCTユーザ戦略に加えられました。

[www.wipo.int/pct/en/pct\\_strategies/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/pct_strategies/index.html)

(プレゼンテーション「企業の特許戦略の一部として組み込むPCT」はこの新たなプレゼンテーションに置き換えられました。)

## PCT-SAFE更新

### PCT-SAFE クライアント パッチ・プログラムのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアのための2008年9月26日付けの更新パッチ・プログラムがPCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm)

当該パッチ・プログラムは2008年7月1日版のPCT-SAFE クライアント ソフトウェア (version 3.51.029.204) の更新用です。クライアント ソフトウェアのその他のバージョンの更新には使用できません。

当該パッチ・プログラムは次の変更を行います。

- 受理官庁としてのカナダ知的所有権庁に完全な電子出願が可能 (2008年9月29日発効)
- ロシア語の願書 (2008年7月1日版) が利用可能
- PCT-EASY 形式の出願の受理官庁としてエルサルバドルを選択可能
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能改善及びPCTに関する更新

詳細はPCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe>



**実務アドバイス****広域特許機構に最近加盟した国に対して PCT 経由で特許保護を求めることについて**

**Q:** 2006年12月15日に出願した先の出願に基づいて優先権を主張して、国際出願を2007年12月5日に出願しました。2009年6月15日より前に関係する色々な国に国内移行させるつもりです。自分の出願において、ノルウェーを国内特許のために指定しています。しかし、ノルウェーは2008年1月1日から欧州特許機構の締約国になりました。このことによって、ノルウェー工業所有権庁に対してノルウェーの国内段階に移行する手続きを取る代わりに、ノルウェーのために欧州特許を取得することは可能なのでしょうか。

**A:** PCT規則4.9(a)に基づき、願書の提出は、国際出願日にPCTに拘束される全ての締約国の指定、全ての種類の保護を求める旨の表示、広域特許及び国内特許の両方を求める旨の表示から構成されています。ご質問の国際出願は2007年12月5日に出願されていることから、欧州特許のための広域指定（EP指定）とノルウェーの国内指定を含んでいることとなります。しかしながら、出願時にノルウェーは欧州特許機構の締約国ではなかったことから、EP指定にはノルウェーは含まれません。ノルウェーは2008年1月1日に欧州特許機構の締約国になっており、確かに、その日はPCT第22条(1)（又は第39条(1)）に基づいた国内移行日より前です。しかし、どの国が指定されているのか、どの種類の保護を求めているのか、どの国内及び広域特許を求めているのかが決定されるのは国際出願日です（PCT規則4.9(a)）。EP指定は、PCT出願の出願日に、欧州特許機構とPCTの両方の締約国である国に対する指定として有効です。該当出願の国際出願日より後に広域指定に国を加えることはできません（同様に、国内特許を得るために指定を加えることもできません。）。

PCT出願に基づいてノルウェーで特許保護を求めるのであれば、ノルウェー工業所有権庁に対して直接国内段階に移行することによって、国内特許の取得を目指すことが必要です<sup>1</sup>。

ノルウェーが欧州特許機構の締約国になった2008年1月1日以後に出願されたPCT出願は、国内特許とともに、欧州特許の取得を目的としたノルウェーの指定も自動的に含むこととなります。よって、これらの出願の出願人はノルウェーに対して国内段階に移行するか、欧州特許によってノルウェーの保護を求めるのか選択することができます。

実際は、国内官庁に対して国内段階に直接移行することが必要な場合に、その国の広域特許が取得できると勘違いしないように、国内移行時に、出願人及び代理人は広域特許がどの締約国を含んでいるのか気を付けることが重要です。

**以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

<sup>1</sup> EP指定に関して同じ状況がクロアチアにも該当します。クロアチアも2008年1月1日に欧州特許機構の締約国となりました。しかし、その日より前に出願された国際出願に対しては、国内段階において、クロアチアに対して欧州特許出願を拡張することが引き続き可能です。ただし、国際出願が国内特許のためのクロアチアの指定とEP指定を含んでいることが必要です（つまり、クロアチアとEPの自動指定が取り下げられていないこと）。クロアチアに対する欧州特許の拡張についての詳細はPCT Newsletter No. 05/2004の3頁及びNo. 12/2004の7頁をご参照ください。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct\\_news\\_2004\\_5.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_5.pdf)

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct\\_news\\_2004\\_12.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_12.pdf)

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年11月号 | No. 11/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## ブダペスト条約

### ボスニア・ヘルツェゴビナ及びペルーの加盟

ペルー（国コード：PE）（PCT 締約国ではない）及びボスニア・ヘルツェゴビナ（国コード：BA）（PCT 締約国）がそれぞれ 2008 年 10 月 20 日及び 27 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は 72 になります。ブダペスト条約はペルー及びボスニア・ヘルツェゴビナにおいてそれぞれ 2009 年 1 月 20 日及び 27 日に発効します。更新されたブダペスト条約の締約国一覧は次のアドレスでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/budapest.pdf>

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は、専門機関に微生物の試料を寄託することによって、微生物を含む発明の開示及び微生物及びその他の生物材料の使用が出来るようにするものです。これにより、ブダペスト条約締約国の国内特許庁若しくは当該条約の第 9 条(1)(a)に基づき受託する旨の宣言を提出した広域官庁に対しては、特許権を取得するために各国毎に試料を寄託する必要がありません。

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、手数料請求書が WIPO/OMPI のマーク及び WIPO のアドレスが印刷されている封筒に入れられて送付されたことが、PCT 出願人及び代理人から国際事務局に連絡がありました。そのような請求書については十分にご確認ください。そのような請求書で提示されているサービスは WIPO が行っているものではありません。

PCT ユーザが国際事務局に注意喚起した手数料請求書の例は次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わ

しい場合には、国際事務局にご連絡ください。

電話番号: +41 22 338 83 38  
 ファクシミリ番号: +41 22 338 83 39  
 電子メール: pct.infoline@wipo.int

### **PCT最新情報**

- AU : オーストラリア (各種手数料の換算額の変更)
- BH : バーレーン (一般情報)
- CR : コスタリカ (官庁名、電話及びファクシミリ番号、電子メール及びインターネットアドレス、発明者の氏名及びあて名の提出期限、手数料に関する変更)
- FI : フィンランド (国内移行期限に関する変更)
- JP : 日本 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)  
 特許手続きを目的として微生物を寄託する寄託機関リストから(財)発酵研究所(IFO)が削除されることを日本国特許庁は通知しました。
- US : 米国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

**調査手数料及び国際調査に係る手数料に関する変更(オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)**

2009年1月1日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	CHF, SGD
欧州特許庁	USD, ZAR
日本国特許庁	KRW
北欧特許機構	ISK
スペイン特許商標庁	USD
スウェーデン特許登録庁	USD
米国特許商標庁	CHF, NZD

また、2009年1月15日から、韓国知的所有権庁によって行われる国際調査に対して支払うSGDの換算額が変更になります。

### **国際事務局の閉庁日**

PCT規則80.5に基づく期間計算を行うときに考慮される、2009年1月1日から12月31日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土日  
 2009年1月1日及び2日  
 2009年4月10日及び13日  
 2009年5月21日  
 2009年6月1日  
 2009年9月10日  
 2009年11月27日

2009年12月24日、25日及び31日

これは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内官庁及びその他の国際機関の閉庁日を示すものではありません。その他の官庁の2009年における閉庁日は間もなく以下のアドレスでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/closingdates.htm>

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### 中国語のPCTウェブサイト

PCTウェブサイトにおける中国語の関連資料の更新作業は引き続き行われています (<http://www.wipo.int/pct/zh/>)。中国語のPCT情報サービスについての詳細が加わりました。

<http://www.wipo.int/pct/zh/infoline.html>

### PCT規則のポルトガル語及びスペイン語版

2008年7月1日発効のPCT規則のポルトガル語及びスペイン語の全文がPCT関連資料のページに掲載されました。

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/regs.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/regs.pdf>

### **PCT利用者の調査**

WIPOはPCT利用者からのご意見を集め、PCT制度の全ての面に関する利用者の満足度を評価するために調査を行います。この調査はPCT利用者の必要性、期待及び経験に関する価値ある情報をWIPOにもたらしめます。そして、サービス提供における現在の実務やレベルを改善することができます。

この調査にご協力いただけると幸いです。調査はWIPOウェブサイトからお答えいただけます。

<https://webaccess.wipo.int/opinio/s?s=2433>

### **実務アドバイス**

#### 国際事務局を受理官庁として頻繁に国際出願を出願する場合の国際事務局への手数料支払い

**Q:** 私が働いている会社は1ヶ月に幾つか国際出願を出願しています。私の通常の受理官庁は国際出願の電子出願を認めていないので、国際事務局を受理官庁として国際出願を電子出願し始めました。そうすることで、出願を電子出願した際に得られる手数料減額の恩恵を受けることができます。受理官庁としての国際事務局に手数料を頻繁に支払う必要があるため、この目的のために国際事務局の口座を設けることは可能でしょうか。また、その口座はWIPOに対するその他の手数料の支払いに使用できるのでしょうか。

**A:** スイスフランによるWIPOの当座預金口座を設けることが可能です。受理官庁としての国際事務局(RO/IB)に手数料を支払う時に、この口座から引き落とすことが可能です。RO/IBに頻繁に国際出願をする場合には便利です。たとえ、他の受理官庁に口座を持っていたとしても、RO/IBに対する支払いはできません。WIPOの口座を設ける必要があります。

願書様式に付属する手数料計算用紙において、WIPO における出願人の口座から受理官庁が引き落としを行うことを許可できることから、WIPO の口座を持つ利点は手数料の支払いが容易になることです。出願が PCT-SAFE ソフトウェアを用いて、完全な電子形式で出願された場合、若しくは PCT-EASY 様式の願書と共に紙形式で出願された場合には、PCT-SAFE ソフトウェアによって、出願人は WIPO 口座から引き落とすことを許可できます（電子願書の「支払い」“Payment” 頁参照）。

更に、WIPO 当座預金口座を持っており、手数料計算用紙の該当欄にチェックをした場合（許可の二番目のチェック欄）、又は PCT-SAFE の上記支払い頁の該当欄を選択した場合、出願の際に手数料の計算に間違いがあったとしても、受理官庁は計算した手数料の不足分（場合によっては、過払い分の入金）を引き落とすことができます。この場合、受理官庁は不足分の支払いを求める必要はありません。また、出願人が支払いのための手続きを行う必要もありません。このことによって、両者は時間と労力を節約でき、出願人は権利を失う危険を減少できます。手数料が口座から引き落とされる毎に、様式 PCT/RO/102 による支払いの確認書を受理します。

WIPO の当座預金口座にはスイスフランが預金されることとなりますが、スイスフランへ自由に換金できる通貨である限り、他の通貨による入金も受け付けられます。そして、入金額は現行の為替レートに従ってスイスフランへと換金されます。

当座預金口座を持っているならば、支払いの全額分が口座に残っているように、適切な額の預金しておくことが必要です。つまり、国際出願手数料及び調査手数料を支払うことができるように、口座に入金することが必要です。

WIPO の当座預金口座は他の目的に使用することができます。たとえば、

- RO/IB による優先権書類の交付に関する手数料（PCT 規則 21.2）などの、RO/IB に対する他の手数料の支払い
- 早期公開手数料（PCT 規則 48.4(a)）などの、受理官庁としての役割以外の国際事務局に対する手数料の支払い
- マドリッドシステムにおける商標の登録やヘーグシステムにおける意匠の登録などの、他の種類の知的所有権に関する手数料の支払い
- WIPO 出版物の購入

PCT 出願の出願に際して支払う手数料以外の手数を WIPO 当座預金口座から引き落とす場合には（つまり、手数料計算用紙又は PCT-SAFE ソフトウェアの引き落としを許可する欄を使用できない）、次の事項を明記した書面による引き落とし許可書を提出することが必要です。支払いの目的、WIPO 当座預金の口座番号。該当する場合には、支払いに関する出願を特定するための必要事項、つまり、出願人の氏名又は名称、書類記号、分かる場合には、出願番号。

なお、以下の手段によっても WIPO に対する支払いが可能です。

- WIPO の銀行口座への銀行振込み（スイスフラン、US ドル、ユーロによる支払い）
- クレジットカードによる支払い（RO/IB に PCT 出願を出願する場合、様式 PCT/RO/197 を使用。PCT-SAFE ソフトウェアを使用した場合には、このソフトウェアは RO/IB にクレジットカード情報を提供するための安全な手段を有する。）
- WIPO の郵便口座への振込み（スイスフランによる支払いのみが可能）
- 世界的知的所有権機関 “the World Intellectual Property Organization” 宛に支払う小切手（スイスフラン、US ドル及びユーロによる支払い）（この支払い手段は廃止する方向で検討中）

上記支払い手段を用いる支払い方法についての詳細は次のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/modes.htm>

WIPOに当座預金口座を開設する情報については次のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/account.htm>

経理部 “finance department” への電子メールによるお問い合わせは、

[income.accounts@wipo.int](mailto:income.accounts@wipo.int)

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2008年12月号 | No. 12/2008

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **PCTの新たなサービス:補充国際調査**

2009年1月1日にPCT規則45の2が発効し、全ての出願人が新たなPCT補充国際調査(SIS)サービスを利用可能となります。これは、出願人の請求によって行われる任意のサービスであり、出願人の「通常の」国際調査機関(ISA)に作成された調査に加えて、国際段階で追加の調査ができるようにします。三つの機関(連邦知的所有権特許商標行政局(ロシア連邦)、スウェーデン特許登録庁及び北欧特許機構)が2009年1月1日からサービスを開始します。少なくとも、更に三つの官庁が2009年及び2010年にサービスの提供を開始する予定です。

### **新しいサービスが導入される理由**

全ての関連のある先行技術を発見することを保証できる調査はないことは認識されてきました。主("main")国際調査は高品質であることを目指し、PCT最小限資料のみではなくISAが国内官庁として調査している追加の文献範囲に対しても行われています。更に、官庁は適正な調査を担保するための品質管理システムや、効果的に広い範囲の調査を実施するために審査官を補助する技術的なシステムを導入しています。それにもかかわらず、追加の多額の費用が発生した後に、関連の深い引用文献が国内段階で発見されることがありました。

関連のある先行技術を発見するための主な問題の一つは、最初の技術開示が行われる言語の種類が着実に増加していることです。PCT最小限資料以外の多くの特許文献や非特許文献はもちろんのこと、原語で記載されているPCT最小限資料の全てを調査できる官庁はありません。機械翻訳はこの問題に対処するいくつかの助けにはなりますが、原語を理解する審査官による開示内容の検討の代わりには程遠い状況です。

SISサービスはこのように国内段階で新たな引用文献が発見される危険を軽減するものです。SISは定常的に請求されるものではないと考えられています。むしろ、主国際調査の結果の検討後に行われる出願人の戦略的決定、特定の出願の商業的重要性、及び、特定の技術分野について主ISAが対応していない言語によって公開される先行技術の量、によって請求すると考えられます。

更に、SISを提供する各機関はその機関が提供するサービスの内容を決定することができます。そして、出願人にとっては、特定の出願の必要性を満たすそれらのサービスのどれかを(もしあれば)決めることが可能です。機関はその機関が専門としている言語で記載された文献に絞った調査を提供することができますし、通常の(主)国際調査を行う場合の文献全体に対して行う、完全な調査を提供することもできます。また、各機関はサービスの手数料を決定することができます。そして、出願人はSISが特定の場合に価値があるのかについて決めることができます。望ましい場合には、出願人は同じ国際出願に対して一つ以上のSISを請求することが可能です。

## 補充国際調査のためにどの機関を使うことが可能か

原理的には、関係機関が行った制限に従う限り、出願された受理官庁に関係なく、補充国際調査のために特定された機関として行動することを通告した ISA は、どの出願に対しても当該機関として行動することが可能です（これは、PCT 規則 35 及び 59.1 に基づき、出願された受理官庁によって決められる国際調査および予備審査機関とは異なります。）。

## 補充国際調査の調査範囲は何か

調査される文献の範囲について、各機関がそのサービスの範囲を決定します。2009 年 1 月から利用できるサービスについては以下の表にまとめてあります。

SIS は出願時の出願に対して行われます（PCT 第 19 条及び／又は第 34 条は考慮されません）。そして、一つの発明又は単一性を満たす一群の発明に対して行われます — 複数の発明を調査するために追加手数料を支払う選択肢はありません。しかし、もし主 ISA によって SIS が請求される前に単一性の欠如が指摘されたならば、最初に請求されている発明以外について SIS を行うことを請求できます（PCT 規則 45 の 2.1(d)）。

英語で作成されなかった場合には、作成された補充国際調査報告は国際事務局（IB）によって英語に翻訳されます。

## 費用はいくらか

SIS の請求は IB に直接提出します。個々の機関に提出するわけではありません。IB での費用を満たすために 200 スイスフランの補充調査取扱手数料及びサービスを提供する各機関によって決められた補充調査手数料がかかります。これらの費用は SIS の請求の提出から 1 ヶ月以内にスイスフランで IB に支払うことが必要です。所定の国の出願人は補充調査取扱手数料の 90% 減額を受けることができます（2009 年 1 月 1 日発効の PCT 手数料表をご参照ください。[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs2009.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2009.pdf)）。

追加の発明の調査のために手数料を支払う機会はありませんが、単一性の欠如の判断の再検討を請求することができます。機関はこの手続きに対して手数料を請求することが可能です。この場合、手数料はその機関が認める通貨（の一つ）でその機関に直接支払うこととなります。

## サービスの制限

特定の条件に従って、機関は次の場合に請求の範囲のいくつか又は全てについて補充調査報告を作成しないことができます（この場合、手数料の払い戻しはありません。）。

- 主 ISA が国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合
- 同様に、国際出願の対象、明瞭性、適切な形式の配列リストを提出しなかったため、機関が主国際調査を実行しなかった場合

PCT 規則 45 の 2.9 に従って、機関は IB との取決めに基づいてサービスの制限や条件を決定することができます。例えば、年間に調査する最大件数を制限したり、所定の技術分野についてのみサービスを提供することが可能です。このような特別の制限で調査が行われなかった場合、補充調査手数料は払い戻されます。



## 2009年1月1日から提供されるサービスの概要

2009年1月1日から提供されるサービスの要件、手数料及び範囲は次のとおりです。

補充調査のために指定される国際調査機関	必要な国際出願又は翻訳文の言語	手数料 (2009年1月1日)	調査範囲
連邦知的所有権特許商標 行政局（ロシア連邦） (RU)	ロシア語 又は 英語	補充調査取扱手数料: CHF200 補充調査手数料: USD350 の CHF への換算額	追って確定: いかなる国際出願に対しても  少なくとも、当該機関が所有するロシア語の文献及び旧ソビエト連邦又は独立国家共同体が公開した他の言語による特許文献
		補充調査取扱手数料: CHF200 補充調査手数料: USD500 の CHF への換算額	追って確定: 主 ISA が人体又は動物の体の処置方法に関する発明であるために、国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合  少なくとも、上記サービスで特定した文書及び PCT 最小限資料
スウェーデン特許登録庁 (SE)	スウェーデン語、 英語、 デンマーク語 又は ノルウェー語	補充調査取扱手数料: CHF200 補充調査手数料: CHF2,726	少なくとも、当該機関が所有するスウェーデン語、デンマーク語、フィンランド語及びノルウェー語の文献及び PCT 最小限資料
北欧特許機構 (XN)	デンマーク語、 英語、 ノルウェー語、 アイスランド語 又は スウェーデン語	補充調査取扱手数料: CHF200 補充調査手数料: CHF2,726	少なくとも、当該機関が所有するデンマーク語、アイスランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語の文献及び PCT 最小限資料

詳細は PCT 出願人の手引き の付属書 SISA (RU, SE 及び XN) に掲載されます。

出願人は補充国際調査報告又は報告は作成されない旨の機関による宣言が発行される前であれば SIS の請求を取り下げることが可能です。IB が該当する機関に SIS の請求を送付していない場合に限り、取扱手数料及び補充調査手数料の両方が出願人に払い戻されます。

## 更なる情報

更なる情報がこの号の「実務アドバイス」に掲載されています。そこでは、特に、新たなシステムの適用対象や SIS をどのように請求するのかについて解説されています。また、以下からも情報が入手可能です。

– PCT規則 45 の 2 [http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs2009.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2009.pdf)

– PCT出願人の手引き、付属書SISA (RU, SE及びXN) には、これらの官庁によるSISのサービス範囲とともに、これらの官庁のために支払う手数料の情報が含まれています。そして、新たな第VIIの2章（完成していませんが、間もなくご覧いただけるようになります。） <http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>

－詳細を説明した新たなパワーポイント資料

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/sis.ppt>

北欧特許機構及びスウェーデン特許登録庁は自らのウェブサイトに補充国際調査機関としての役割に関する情報を掲載しています。

<http://www.npi.int/PCT/Supplementary-International-Search/>

<http://www.prv.se/sis>

### **モンテネグロにおける特許協力条約の出願**

モンテネグロ共和国の議会によって 2006 年 6 月 3 日に独立宣言が採択されたのを受けて、2006 年 6 月 3 日から PCT は引き続きモンテネグロに適用される旨の宣言を 2006 年 12 月 4 日にモンテネグロは寄託しました (PCT ニュースレター No. 01/2007 参照。

[http://www.wipo.int/edocs/pctdocs/en/2007/pct\\_news\\_2007\\_1.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctdocs/en/2007/pct_news_2007_1.pdf))。

モンテネグロ共和国知的所有権庁 (モンテネグロ庁) は 2008 年 5 月 28 日に業務を開始することを国際事務局 (IB) に通知しました。PCT 規則 19.1(b) に基づき、モンテネグロ共和国政府は、モンテネグロの国民又は居住者によって出願された国際出願に関して、PCT における受理官庁としての機能を PCT における受理官庁としての国際事務局に委託しました。一方、モンテネグロ庁は指定及び選択官庁としての役割を 2008 年 5 月 28 日から開始しました。

### **特許協力条約に基づく国際出願のモンテネグロにおける効果**

(1) 上記継続の宣言の寄託にしたがって、モンテネグロの国民又は居住者は国際出願を出願することが可能です。また、モンテネグロは 2006 年 6 月 3 日以後に出願された全ての国際出願で自動的に指定されます。

(2) 国際出願及びその結果としての特許がモンテネグロで引き続き有効である条件は次のとおりです。

- (a) 国際出願に基づいて、セルビア・モンテネグロ知的所有権庁によって 2006 年 6 月 3 日より前に与えられた権利は保護の期間又は維持手数料が支払われている期間が満了するまで有効です。これには追加の登録や追加手数料の支払いは必要ありません。
- (b) 国際出願に基づいて、セルビア庁によって 2006 年 6 月 3 日以後であってモンテネグロ庁の業務を開始する前に与えられた権利は保護の期間又は維持手数料が支払われている期間が満了するまで有効です。これには追加の登録や追加手数料の支払いは必要ありません。
- (c) モンテネグロ庁が業務を開始した時に、セルビア・モンテネグロ知的所有権庁又はセルビア庁に国内移行しており手続きが継続している国際出願については、出願人が次の手続きを行うことでモンテネグロにおいて国際出願日から有効になります。
  - i) モンテネグロ庁が業務を開始してから 1 年以内に権利付与の請求をモンテネグロ庁に提出
  - ii) セルビア・モンテネグロ知的所有権庁又はセルビア庁に提出した出願及び添付書類の写し、及び以前に提出した官庁による出願の受理証明をモンテネグロ庁に提出
  - iii) 所定の手数料の支払い
- (d) セルビア庁に国内移行しておらず、2006 年 6 月 3 日に PCT 第 22 条又は第 39 条(1)に基づく期間が終了していなかった国際出願については、出願人が次の手続きを行うことでモンテネグロにおいて国際出願日から有効になります。

- i) モンテネグロ庁が業務を開始してから 1 年以内、若しくは第 22 条又は第 39 条(1)に基づく期間内のうち遅く終了する期間内に、権利付与の請求をモンテネグロ庁に提出
- ii) 該当する場合には、出願の翻訳文のモンテネグロ庁への提出
- iii) 所定の手数料の支払い

詳細は、次の連絡先からモンテネグロ庁にお問い合わせください。

Intellectual Property Office  
Bulevar Revolucije 5  
Podgorica  
Montenegro  
電話番号: (+382 20) 24 64 99  
ファクシミリ番号: (+382 20) 24 64 96  
電子メールアドレス: ziscg@cg.yu  
インターネットアドレス: <http://www.gov.me>

PCT に基づく国際出願のセルビアでの効果については、PCT ニュースレター No.11/2006 及び No. 06/2007 をご覧ください。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2006/pct\\_news\\_2006\\_11.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2006/pct_news_2006_11.pdf)

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2007/pct\\_news\\_2007\\_6.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2007/pct_news_2007_6.pdf)

### **実施細則及び所定のPCT様式の修正**

2009 年 1 月 1 日発効の PCT に基づく規則修正が適用されるのにしたが、PCT に基づく実施細則の第 102 号、第 415 号、第 420 号、第 425 号及び第 515 号に対する多くの修正が行われ、また、新たな第 436 号、第 519 号及び第 520 号が追加されました。更に、2007 年 11 月に欧州特許庁、日本国特許庁及び米国特許商標庁によって採用された「共通出願様式」に合わせるために発明の名称及び請求の範囲の番号付けの表記の推奨事項を導入し、国際出願の所定の項目の推奨見出しを修正するために、第 204 号の修正が行われ、新たな第 204 号の 2 が追加されました（次のアドレスをご参照ください。

<http://www.trilateral.net/news/20071130/index.php> )

全ての新しい／修正された規定は 2009 年 1 月 1 日以後に出願された国際出願に適用されません。

出願人、国際調査機関、国際事務局及び国際予備審査機関によって使用される所定の様式が修正されました。また、補充調査のために指定された機関によって使用される新たな様式が採用されました。

2009 年 1 月 1 日発効の実施細則全文 (PCT/AI/8) 及び 2009 年 1 月 1 日から使用される修正及び追加の様式は PCT 関連資料ページにおいて、英語及び仏語が PDF フォーマットでご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai\\_new.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai_new.html)

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/2009/index.html>

### **欧州特許条約**

#### **マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の加入**

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国が欧州特許条約 (EPC) の加入書を 2008 年 10 月 28 日

に寄託し、2009年1月1日から当該条約に拘束されます。

したがって、2009年1月1日以降に出願された国際出願は欧州特許としてマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の指定を含むこととなります。(2009年1月1日より前に出願した国際出願は**欧州特許としてマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の指定を含みません**ので気を付けてください。しかし、以下にご説明するように拡張システムが2009年1月1日より前に出願された国際出願に引き続き適用されます。)更に、2009年1月1日から、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の国民及び居住者は、国家工業所有権庁(マケドニア旧ユーゴスラビア共和国)又はWIPOの国際事務局に加えて、欧州特許庁(EPO)に国際出願を出願することができます。

この加入によってEPC加盟国は35となります。

### **EPOとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の間の拡張協定の効果**

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国と欧州特許機構との間の拡張協定は、2009年1月1日にEPCがマケドニア旧ユーゴスラビア共和国で発効するのに合わせて廃止されます。

その後、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国に対して欧州特許出願及び欧州特許の拡張はできなくなります。しかし、2009年1月1日より前に出願された全ての欧州及び国際出願、並びに、そのような出願に与えられた全ての欧州特許に対しては、拡張システムは適用されます。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国のEPCへの加入に関する詳細はEPO公報No. 11/2008に記載されています。

[http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj008/11\\_08/11\\_5078.pdf](http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj008/11_08/11_5078.pdf)

### **EPO:PCT調査及び予備審査手数料の75%の減額を受けることができる要件の変更**

2008年10月21日に、欧州特許機構の管理理事会は、所定の国民のための国際出願に対して行う国際調査及び予備審査のための手数料の減額に関して決定を行いました。その決定は2000年10月11日の決定に置き換わるものです。2000年10月11日の決定はEPO公報No.10/2000に掲載されています(また、PCTニュースレターNo. 11/2000、第3頁にも記載があります)。

決定の結果として、2009年1月1日から、欧州特許庁(EPO)に支払う調査手数料、追加調査手数料及び予備審査手数料の75%の減額の条件が変更されます。2009年1月1日より、国際出願又は国際予備審査請求が次に該当する国の国民及び居住者である自然人によって提出された場合には、手数料が75%減額されます。欧州特許条約の加盟国ではなく、出願及び国際予備審査請求の提出日に世界銀行の低所得又は低所得経済として挙げられている国(実際の国の一覧は英文のPCTニュースレターをご覧ください)。出願人が複数いる場合には、全ての出願人がこの条件を満たす必要があります。

調査手数料の減額については、2009年1月1日以降の全ての国際出願、また、予備審査手数料の減額については、2009年1月1日以降に提出される全ての国際予備審査請求に対して、この新しい条件が適用されます。

詳細はEPO公報No.11/2008をご覧ください。

[http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj008/11\\_08/11\\_5218.pdf](http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj008/11_08/11_5218.pdf)

**PCT最新情報**

- AU : オーストラリア (各種手数料の換算額の変更)  
 BH : バーレーン (管轄国際調査及び予備審査機関の追加)  
 EE : エストニア (手数料を支払う通貨の変更)  
 IB : 国際事務局 (手数料の換算額の変更)  
 2009年1月1日から、IBを受理官庁として支払う以下の手数料のUSDの換算額が変更になります。

送付手数料	手数料表 I(a)参照
優先権書類の手数料	USD 45
航空郵便のための追加額	USD 9

- IS : アイスランド (各種手数料の換算額の変更)  
 JP : 日本 (各種手数料の換算額の変更)  
 2009年2月15日から、受理官庁としての日本国特許庁に円で支払う、国際出願手数料及び30枚を超える用紙毎の手数料の換算額が変更されます。また、手数料表の三項に記載されるPCT-EASY及び電子出願の手数料減額の円の換算額も変更されます。

国際出願手数料	113,200 円
30枚を超える用紙毎の手数料	1,300 円
PCT-EASY 出願に対する手数料減額	8,500 円
文字コード形式による電子出願 に対する手数料減額	25,500 円

- KR : 大韓民国 (各種手数料の換算額の変更)  
 NO : ノルウェー (各種手数料の換算額の変更)  
 NZ : ニュージーランド (各種手数料の換算額の変更)  
 US : 米国 (手数料の変更)

調査手数料及び国際調査に関係する手数料に関する変更 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権特許商標行政局 (ロシア連邦)、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、中華人民共和国国家知識産権局、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

2009年2月1日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	USD
オーストリア特許庁	USD
カナダ知的所有権庁	USD
欧州特許庁	ISK, NOK, NZD, ZAR
連邦知的所有権特許商標行政局 (ロシア連邦)	CHF, EUR
日本国特許庁	CHF, EUR
フィンランド国立特許・登録委員会	CHF
北欧特許機構	CHF, ISK, NOK
中華人民共和国国家知識産権局	EUR
スウェーデン特許登録庁	ISK, NOK

2009年2月15日から、次の官庁によって行われる国際調査に対して支払う所定の通貨の換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	EUR, KRW, NZD, SGD
欧州特許庁	JPY

[国際予備審査に関係する手数料に関する変更（韓国知的所有権庁、スペイン特許商標庁）](#)

[インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報（\[www.wipo.int/pct/en\]\(http://www.wipo.int/pct/en\)）](#)

## PCT 様式

以下の英語及び仏語の PCT 様式が PCT 関連資料ページにおいて編集可能な PDF フォーマットでご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/2009/index.html>

委任状に関する様式

委任状（PCT 規則 90.4）

包括委任状（PCT 規則 90.5）

国際事務局に関する様式

PCT/IB/372

PCT/IB/375

PCT/IB/380

## PCT ユーザの戦略

ザ・プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーのグローバル特許サービスの Timothy B. Guffey マネージャによって作成された「南北アメリカのための PCT、US 多国籍企業 プロクター・アンド・ギャンブルにとってどのように PCT が成功であったのか」が、PCT 関連資料ページの PCT ユーザ戦略に加えられました。

[http://www.wipo.int/pct/en/pct\\_strategies/pct\\_for\\_the\\_americas\\_guffey.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/pct_strategies/pct_for_the_americas_guffey.pdf)

## アラビア語の PCT 関連資料

アラビア語を話すユーザの利便性を向上するために、他の言語の PCT 関連資料ページと合わせて、PCT 関連資料ページのアラビア語部分を更新し拡張しました。アラビア語の翻訳文がない場合には、代わりとして英語及び（ある場合）仏語版へのリンクが加わりました。

<http://www.wipo.int/pct/ar/index.html>

## ポルトガル語の PCT 関連資料

ポルトガル語を話すユーザの利便性を向上するために、他の言語の PCT 関連資料ページと合わせて、PCT 関連資料ページのポルトガル語部分を更新し拡張しました。ポルトガル語の翻訳文がない場合には、代わりとして英語、（ある場合）仏語及びスペイン語版へのリンクが加わりました。

<http://www.wipo.int/pct/pt/index.html>

## PCT 出願人の手引き

2008 年 7 月の PCT 規則修正に合わせた仏語の国際段階の概要が PDF フォーマットに加えて、HTML でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/guide/fr/index.html>

## 実施細則及び所定の PCT 様式の修正

上記別項目参照。

## 国内段階移行期限

国内段階移行期限の一覧が更新されて PCT 関連資料ページにおいて英語及び仏語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time\\_limits.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/time_limits.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/time\\_limits.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/time_limits.pdf)

一覧は、各指定／選択官庁における PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内（広域）段階への移行期限を示しています。

## PCT利用者の調査

WIPO で行っている PCT 利用者調査は国際事務局（IB）にとって非常に重要なものです。ご協力していただくことで、IB は PCT 制度の全ての面に関する利用者の満足度を評価します。この調査は PCT 利用者の必要性、期待及び経験に関する価値ある情報を WIPO にもたらしめます。そして、サービス提供における現在の実務やレベルを改善することができます。

この調査にご協力いただけると幸いです。調査は WIPO ウェブサイトからお答えいただけます。

<https://webaccess.wipo.int/opinio/s?s=2433>

## Patentscope® 検索サービス (<http://www.wipo.int/pctdb>)

## 種別記号（kind codes）の修正

2009 年 1 月 1 日から、国際事務局（IB）によって公開される PCT 国際出願を区別するために用いられる公開記号（種別記号）が修正されます。

訂正、補正、補充又は追加によって再公開された国際出願は、以前にはなかった追加の公開記号によって他の文書と区別します。この変更の目的は、国際出願の再公開の理由をより明確に特定することによって、公開された PCT データと文書の利便性を向上することです。

WIPO 標準 ST.16 に一致するように、以下の公開記号が用いられます（追加された記号は太字で表示しています。）。

記号	公開の詳細
A1	ISR とともに公開された国際出願
A2	ISR なしで公開された国際出願
A2	PCT 第 17 条(2)(a)の宣言とともに公開された国際出願

- A3 改定された表紙とともに ISR の後からの公開
- A4 改定された表紙とともに補正された請求の範囲及び／又は説明書の後からの公開 (PCT 第 19 条)
- A8 表紙の書誌情報の補充とともに再公開された国際出願
- A9 補充、訂正又は追加とともに再公開された国際出願又は ISR (WIPO 標準 ST.50 をご参照ください。)

例えば、現在は、ISR とともに公開された国際出願は、どのような理由であっても再公開において公開記号 A1 が付けられます。修正後は、再公開が補正された請求の範囲とともに行われた場合には、その出願には公開記号 A4 が付けられます。

**対象となる国際出願**

公開記号の変更は 2009 年 1 月 1 日以降に IB によって公開若しくは再公開される全ての国際出願が対象になります。2009 年 1 月 1 日より前に公開若しくは再公開される国際出願には適用されず、元の公開記号が用いられます。

**影響を受けるサービス**

この変更によって次の WIPO サービスが影響を受けます。

- Patentscope® 検索サービス
- DVD によって毎週公開される PCT データ (PCT 規則 87 及び PCT 第 20 条 DVD)
- FTP 経由で毎週公開される PCT データ
- 請求に基づく送達 (COR)

以下の情報は、再公開の理由によって、記号が変わる色々な状況を示しています。

<b>種別記号の修正</b>		
	現在の記号 (2008 年 12 月 31 日まで)	新しい記号 (2009 年 1 月 1 日から)
<b>1)国際調査報告 (ISR)とともに公開された国際出願</b>	A1	A1
補正された請求の範囲及び／又は説明書	A1	A4
表紙の書誌情報の補充	A1	A8
補充、訂正又は追加	A1	A9
<b>2)ISR なしで公開された国際出願</b>	A2	A2
補正された請求の範囲及び／又は説明書	A2	A4
表紙の書誌情報の補充	A2	A8
補充、訂正又は追加	A2	A9
<b>3)ISR (対応する国際出願とは別個に公開)</b>	A3	A3
補正された請求の範囲及び／又は説明書	A3	A4
表紙の書誌情報の補充	A3	A8
補充、訂正又は追加	A3	A9



**実務アドバイス****補充国際調査を請求できる国際出願；そのような調査を請求する仕方**

**Q:** 2007年6月11日に出願した先の出願に基づいて優先権を主張した国際出願を出願しました。2009年1月1日から開始する新しい補充国際調査サービスを利用することは可能でしょうか。それとも、2009年1月1日以降に出願された国際出願に適用されるのでしょうか。もし、補充調査を請求できるのであれば、請求の仕方を教えてください。

**A:** 新しい補充国際調査サービスは2009年1月1日以降に出願された国際出願のみではなく、補充国際調査（SIS）の請求期間が終了していない既に出願済みの国際出願にも適用されます（PCT規則45の2.1(a)）。SISの請求の期限は優先日（先の出願に基づく優先権を主張していない場合には、国際出願日）から19ヶ月になります。よって、この新しいサービスは2007年6月1日以降に優先日を有する如何なる国際出願でも利用することが可能です。

通常は、出願人は主の国際調査報告を受理して評価した上で、SISの請求を行うことが考えられますが、そのようにすることが必要なわけではありません（あいにく、主国際調査報告の発行が遅れることにより、時々、そうすることが不可能な場合があります。）。SISは様式PCT/IB/375をIBに送付して請求します。SISのために指定された機関に直接送付することはできません。様式PCT/IB/375はPCT関連資料ページに編集可能なPDFフォーマットで利用可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/forms/2009/ed\\_ib375.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/2009/ed_ib375.pdf)

補充調査請求様式を完成させる時には、SISを実施する国際調査機関（ISA）を選択することが必要です。2009年1月1日からSISサービスを開始する三つのISAから選択することになります。なお、PCT第16条(1)に基づく主調査を実行したISAを選択することはできません。また、同じ出願について複数のSISを行うことが可能です（PCT規則45の2.1(a)）。その場合、別個の補充調査請求をSISの請求毎に提出することになります。

補充調査手数料及び補充調査取扱手数料からなるSISのための手数料はスイスフランによってIBに支払う必要があります。支払いはIBによって補充調査請求が受理された日から1ヶ月以内に行う必要があります。

この請求には次の書類を一緒に提出しなければならない場合があります。

- 国際出願が補充調査を行う機関が認める言語で記載されていない場合及び受理官庁がPCT規則12.3又は12.4に基づく翻訳文を送付していない場合には、当該機関が認める言語への国際出願の翻訳文
- 認められた電子形式の配列リストが国際出願に含まれていない場合には、認められた電子形式による配列リストの写し

PCT規則92.2(d)にしたがい、英語又は仏語で記載した補充調査請求を提出することが必要です。

適用される期間の満了の後に補充調査請求がIBによって受理された場合には、補充調査請求は提出されなかったものとみなされます。この期間を延長できる規定はありません。

更なる情報は以下をご参照ください。

–このニュースレターの「PCTの新たなサービス:補充国際調査」

–様式 PCT/IB/375 及び特にその様式の注

[http://www.wipo.int/pct/en/forms/2009/ed\\_ib375.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/2009/ed_ib375.pdf)

**以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧